

リベラリズムと オリエンタリズム

— ウィリアム・ジョーンズの政治思想とインド論 —

安 川 隆 司

一橋大学社会科学古典資料センター

Center for Historical Social Science Literature
Hitotsubashi University

リベラリズムとオリエンタリズム

—ウィリアム・ジョーンズの政治思想とインド論—

安 川 隆 司

1. 問題の設定

エリック・ストウクスは、19世紀のイギリス思想とインド統治政策に関する研究の中で次のように書いている。「知的な面では、インドは、自由主義的世論の主流に権威主義的な逆流を注ぎ込むことによって、イギリス中産階級に反作用を及ぼしたので、チャタム以降の真摯な人々は、專制的に支配される帝国を所有することはイギリスにおける自由の原則にとって致命的となりはしまいか、という疑問を抱いた。」¹⁾ ストウクスの先駆的著作から近年のコリーニ、ウィンチ、パロウの共著に至る思想史研究が示唆するところによると²⁾、この疑問を解く鍵をリベラルに提供したのは功利主義者によるインド論、具体的には、『英領インド史』(1817)を中核とするジェイムズ・ミルの一連のインド論である。ミルは、西欧型の商業社会をその頂点に据えた「文明の階梯」なる尺度を用いて、ヒンドゥー教徒を「半未開」の民族と規定し、これをより高次の発展段階へと引き上げることがイギリスの使命であると主張したと見なされている。彼の議論は、「自由の原則」の妥当性を一定の歴史的・地理的な条件の下にあえて限定することになったが、インド植民地の專制的支配とイギリス本国における自由主義の原則とが必ずしも矛盾するものではないと論証することに、ともかくも成功したのであった。では、功利主義者によるいわば“自由と専制との調停”ともいべき理論化が行われる以前においては、イギリスのリベラルはどのような態度でインドに臨んでいたのだろうか。ウィリアム・ジョーンズ (1746～1794) の政治論とインド論の分析を通じて、この問題に一つの解答を提示すること、これが本稿の主要な目的である。

ジョーンズがここで分析の対象に選択されるのは、もとより、18世紀後半のイギリス＝インド関係史に彼が印した足跡の重要性のためである。18世紀のいわゆるアングロ＝インディアンのうち、ウォリン・ヘイスティングズを除けば、ジョーンズほど歴史研究者の注目を引いてきた人物はおそらくいない。ただ、ジョーンズが単にリベラルの——後に詳述するように、1780年以降に関しては「ラディカルの」と規定した方がよいであろうが——政治思想家という資格において考察されるべき人物でないということは、ここで確認しておくべきであろう。大方の人名辞典は彼に“東洋学者”という肩書を与えているが³⁾、実は、これとても彼の一面を表象しうるにすぎない。彼の知的活動と実際の活動は非常に多くの領域に及んでいる。まず、彼が生業としたのは裁判官であったし、イギリス法学の歴史に名を留めるだけの貢献を普通法解釈で行ってもいる⁴⁾。また、後のロマン派詩人たちの華々しい登場によってその光彩を隠蔽されてしまったものの、彼は優れ

た詩人であって、エリート文学者のサロンであったジョンスン博士のクラブにおいてすら、その一頭地を抜く詩才は周囲の畏敬を集めていたのである⁵⁾。現在では、ジョーンズの名が思い浮かべられるのは、「インド＝ヨーロッパ語族」という言語学上の概念と結び付けられてのことが、特に我国では、最も多いであろうが⁶⁾、ロイアル・ソサエティが彼にフェローシップを認めた理由の半分は、やはり言語学における彼の功績であった⁷⁾。

以上のような多面的なジョーンズの活動の総体の中であって、彼の政治的リベラリズムないしラディカリズムは従来光を当てられることが比較的少なかった。これにはいくつかの原因が考えられるが、その筆頭に挙げられるべきは、ティンマスが執筆したジョーンズ伝である⁸⁾。そこで、以下において、ティンマスに始まるジョーンズ解釈・研究の歴史に簡単に触れておきたい。

注

- 1) Eric Stokes, *The English Utilitarians and India*, Delhi, 1982 (first published, Oxford, 1959), p.xi.
- 2) Stefan Collini, Donald Winch, and John Burrow, *That Noble Science of Politics*, Cambridge, 1983, chap. 3.
- 3) 代表的なものとして, “oriental scholar” (*Dictionary of National Biography*, London, 1908), 「東洋学者, インド学者」(『岩波西洋人名辞典増補版』, 1981) 等。
- 4) *An Essay on the Law of Bailments*, London, 1781.
- 5) Garland Cannon, “Sir William Jones and Dr. Johnson’s Literary Club”, *Modern Philology*, vol. 63, no. 1 (August, 1965), pp. 20-37.
- 6) 風間喜代三, 『言語学の誕生——比較言語学小史——』, 岩波新書, 1978。
- 7) S.N. Mukherjee, *Sir William Jones : a Study in Eighteenth-century British Attitudes to India*, Cambridge, 1968, p. 31.
- 8) Lord Teignmouth, *Memoirs of the Life, Writings, and Correspondence, of Sir William Jones*, London, 1804. 本稿では, 1807年版全集の最初の2巻として再刊された版を用いる。

2. 研究史的考察

ティンマスの『サー・ウィリアム・ジョーンズの回想——生涯, 著作, および往復書簡——』(1804)は, 第二次大戦以前においては, ジョーンズの唯一の伝記であって, しばしば「公式の伝記」と呼ばれるだけの権威を保っていたが, 1946年の生誕200年記念を起点とする戦後のジョーンズ研究の進展の中で発表された新資料は, ティンマスがジョーンズの政治的・宗教的見解に関しては必ずしも事実な伝記作家ではなかったことを明らかにしたり。まず, 政治的には, この書簡体伝記が公刊されたのは, 対フランス干渉戦争の休止直後であり, ティンマスは, フランス

革命の指導原理の一つであった「自由の原則」とジョーンズとの結び付きをできるだけ弱めることによって、アンティ・ジャコバン批判からジョーンズを救う必要があると考えたようである。それは、ジョーンズのフランス革命観を論じた次の一節に読み取れるであろう。「フランス革命について、その始めには、彼は好意的な見解を抱いていたし、その因って来る唯一の原理にまだ気付いていなかった多くの人々と同じく、自由な国制を樹立するための彼の国民の奮闘が成功を収めることを望んでいた。しかし、彼は、その試みに発しその起源の不純さを暴露した無法行為を、言いようのない嫌悪感をもって眺めたのである。……もし今日まで生き延びていたとしたら、サー・ウィリアム・ジョーンズの意見がいかなるものになっているであろうか、我々には容易に感得することができるのであり、言うまでもないことである。」²⁾ また、宗教的には、ティンマスはクララム・セクトに属する非常にアクティブな福音主義者であったため、「サー・ウィリアム・ジョーンズの精神は決して不信仰によって汚されてはいなかった」³⁾ということを証明するために、ヒンドゥー教に関する重要な意見表明を含むジョーンズの手簡は公表しなかった。こうした意図はジョーンズ夫人の編集した二種の『サー・ウィリアム・ジョーンズ全集』(1799, 1807)にも貫徹している⁴⁾。ジョーンズは、生前に、政治演説の草稿を2点私的に印刷配布したことがあったが、アンナ・マリアはこれらを収録していない。その一方は、独立戦争当時のアメリカを支持する内容を含んでいるから、彼女の編になる『全集』は全体としてジョーンズの政治的見解を正確に反映しないものになったと言わざるをえない⁵⁾。

ティンマスの描く政治的に穏健で宗教的に敬虔な東洋学者というジョーンズ像は、不正確であったにせよ、19世紀に入ってしばらくの間は受容されていた。しかし、前述のジェイムズ・ミルの『英領インド史』が出現し、その後のイギリス人のインド観を決定付けることになると、彼は、インド文明に好意的評価を与えたジョーンズのインド観の全否定の上に自己の見解を構築したので、その影響の急速な広まりに比例して、ジョーンズの仕事は、政治論のみならず、東洋学の専門的業績までも、忘れられるに至った。

ジョーンズが、この忘却の淵から甦ったのは、生誕200年目に当たった1946年のことである。この年はジョーンズ研究ルネッサンスの第1年目となった。第二次大戦後のジョーンズは、古代インド文明の栄華を発掘し、民族の誇りを覚醒させてくれたナショナリズムの源泉として、独立インドによって、歴史上の他のアングロ=インディアンとは別格の地位を与えられた⁶⁾。イギリス側でも、ティンマスやミルによるジョーンズ解釈の是正が企てられ、未発表の原資料に基づく客観的な研究が開始されるようになった⁷⁾。

これらの研究が蓄積され、一つの頂点を極めたのが、1970年前後の数年である。戦後間もなく始まったジョーンズ研究のルネッサンスにおいては、インド学を中心とするジョーンズの各種業績の個別研究が主流を構成したが、この頃に現れた一群の研究は、ジョーンズをより広範な歴史的文脈の中で理解しようという目的をもってなされたものが多い。ピーター・ブラウン『チャタマイト』(1967)⁸⁾、S.N.ムケルジー『サー・ウィリアム・ジョーンズ』(1968)⁹⁾は、それぞれ

イギリス政治史、思想史を背景にジョーンズの思想・活動の意義を明らかにしようとしたものであり、P. J. マーシャル(編)『18世紀におけるイギリスによるヒンドゥー教の発見』(1970)¹⁰⁾は、ジョーンズが重要な役割を果たしたインド学成立の事情を資料的に再現しようという試みであった。D. コプフ『イギリスのオリエンタリズムとベンガル・ルネッサンス』(1969)¹¹⁾は、ジョーンズによって確立されたイギリスのインド学が19世紀におけるインドの文芸復興へと繋がる過程を実証してみせた。また、1970年には、『サー・ウィリアム・ジョーンズ書簡集』¹²⁾が、戦後におけるジョーンズ研究をリードしてきた言語学のガーランド・キャンノンの編集により出版された。これは、同じくキャンノンによって出版された『サー・ウィリアム・ジョーンズ、一次資料及び二次資料の書誌』(1979)¹³⁾とともに、ジョーンズ研究の資料的側面の飛躍的充実をもたらしたと言えることができる。

上記の内、ムケルジーによる伝記研究は、インド＝ヨーロッパ語族の「発見」に代表されるジョーンズのインド学上の業績を視野に入れつつ、イギリス急進主義の政治原理とインド統治政策の問題をジョーンズの思想を通じて解明しようという試みであり、本稿と共通する課題設定を含んでいる。ジョーンズの政治的見解はここに来て初めて本格的に検討される機会を得たと言ってもよい。ジョーンズは、インド国民の意志とは無関係にカルカッタ高等法院の判事職を得て、司法権を行使することになったが、このことは、「社会全体の意志だけが法と呼ばれるのであり、また呼ばれるべきである」という自らの信条とは相容れなかったため、「彼の政治原理をインドの状況に適合させる理論」を構築しなければならなかった、とムケルジーは指摘する¹⁴⁾。そして、ジョーンズは、インド国民に対しては政治的権利を否定し、東インド会社による専制統治を是認する一方、ヒンドゥー法とイスラム法を法典化し、慣習法に表現されたインド国民の意志を尊重することによって、矛盾を乗り越えた、と彼は見なす。ここでは、慣習法は国民の英知であり、国民の総意である、という普通法学者ジョーンズの法思想がキー概念となっている。

以上のような1970年前後の一連の成果が46年のインドの解釈、すなわち、ジョーンズが創始したイギリスのインド学がインドの民族意識の覚醒に一定の貢献をしたという見解をほぼ追認したのに対し、1978年に出版されたE. W. サイドの『オリエンタリズム』は、これらとはまったく逆の見方もありうることを示した¹⁵⁾。同書は、欧米イスラム学のイデオロギーに対する批判の論拠を歴史的に遡って究明しようという意図をもって書かれたものと思われる。しかし、“オリエンタリズム”を「西洋の東洋に対する思考の様式」ないし「西洋の東洋に対する支配の様式」という、より普遍的・抽象的な概念として定義し、批判するスタイルを採っており、叙述的にも資料的にも、中東に限定されない広い地域を包摂しているために、周知のごとく、イスラム学者からだけでなく、広くアジア諸地域の個別研究に従事している研究者からの反発を呼び起こすことになった(オリエンタリズム論争)。インドに関する叙述はごく短い部分を占めているにすぎないが、それ故に強引な概括と解される点を含んでおり、実証研究に立脚したインド史家からの反論を招かざるをえなかった。そして、インド史家とサイドとの食い違いは、ジョーンズの業績の評価において、

象徴的に顕れているように見えるのである。

サイードの提示したジョーンズ像はインド再生の先駆などではまったくない。サイードの解釈によれば、ジョーンズは「オリエントを囲いこみ、網で仕切り、飼いならし、それによって、オリエントをヨーロッパの学問の一領域に仕立てあげ」たイギリス帝国の知的尖兵とでも呼ぶべき役割を果たしたのである。彼が、もし何者かの先駆であるとすれば、それはインド・ナショナリズムの先駆ではなく、イギリス帝国主義の先駆なのであった。「私の本望はこれまでのどのヨーロッパ人よりもよくインドを知ることであります」というジョーンズの手紙は、したがって、サイードにより、「1910年になってパルフォアが、『自分はイギリス人として他の誰よりも多く、誰よりもよくオリエントを知る権利がある』と主張したとき、その主張のさきがけを見出すことになった」手紙であると見なされるのである¹⁶⁾。

コプフやムケルジーはこのような見方に反論を寄せている¹⁷⁾。その論点は、要約すると、i) サイードの議論は、インドに関する限り、実証性を著しく欠いており、ii) その結果、通俗的な観念としてのオリエンタリズムと学問分野としてのオリエンタリズムの区別や、イギリス人の間に生じたインド統治をめぐる思想・政策上の対立が捨象され、iii) したがって、ジョーンズに始まるインド学と後年のインド・ナショナリズムとの関係も看過されている、ということになる。コプフの側に立てば、サイードの抽出した「支配の様式」としての“オリエンタリズム”の諸特徴は、インド文明の価値を過小評価し、(広い意味での)西欧化政策を提唱したジェイムズ・ミルのような人物にこそ該当するのであって、サイードがミルにわずか数行のコメントしか与えていないのは欠陥なのである。

コプフ等が用いているインド史上の“オリエンタリズム”という概念は、実は、インドの政治、歴史、文化、自然の研究、すなわちインド学であり、また、それと表裏の関係にあった、イギリス植民地支配のイデオロギーであるところのアングリシズム——イギリス化主義とでも訳すべきか——に対抗してインドの伝統的諸制度を保守しようとした考え方でもあり、サイードが批判している概念と同一視することはできない。けれども、この意味におけるオリエンタリズムも植民地統治政策論の一形態である以上、サイードの見地からは、インド史固有の概念としてのオリエンタリズムとアングリシズムはともにヨーロッパのアジア支配の様式としてのオリエンタリズムをその基盤としていると主張できる、ということになる。したがって、いわゆる、“オリエンタリズム論争”において問われたのは、形式的な整理をすれば、インド学＝インド固有のオリエンタリズムがサイードの定義するより普遍的な“オリエンタリズム”の例外たりうるか否か、という問題であったと言うことができよう。本稿も、この問題を回避することはできないと思われる。

注

- 1) A. J. Arberry, “New Light on Sir William Jones”, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. 11, pt. 4 (1946), pp. 673-85.

- 2) Teignmouth, *op. cit.*, vol. 2, p. 289.
- 3) *Ibid.*, p. 254.
- 4) *The Works of Sir William Jones*, ed. by Anna Maria Jones, 6 vols., London, 1799. Another edition, with the Life of the Author, 13 vols, London, 1807.
- 5) *An Oration intended to have been spoken in the Theatre at Oxford, on the 9th of July 1773, by a member of the University*, London, 1773. *A Speech on the Nomination of Candidates to represent the County of Middlesex, IX September, MDCCLXXX*. n.p., n.d. 対アメリカ戦争批判を含むのは後者である。筆者が確認したのは後者だけであり、前者については、*An Inquiry into the Legal Mode of Suppressing Riots*. . . , 2nd ed., London, 1782に再録されたものを参照した。
- 6) *Sir William Jones : Bicentenary of His Birth Commemoration Volume 1746-1914*, Calcutta, 1948. J. Nehru, *The Discovery of India*, London, 1946. (辻直四郎他訳, 『インドの発見』, 全2巻, 1953-6)
- 7) 上記 Arberry の論文が掲載された *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. 11, pt. 4 (1946) は、他に、以下の諸論文を含んでいる。

Alfred Master, "The Influence of Sir William Jones upon Sanskrit Studies," pp. 798-806.

Vivian de Sola Pinto, "Sir William Jones and English Literature," pp. 686-94.

L. F. Powell, "Sir William Jones and The Club," pp. 818-22.

J. A. Stewart, "Sir William Jones' Revision of the Text of Two Poems of Anacreon," pp. 669-72.

A. S. Tritton, "The Student of Arabic," pp. 695-98.

S. C. Vesey-FitzGerald, "Sir William Jones, the Jurist," pp. 807-17.

A. D. Waley, "Sir William Jones as Sinologue," p. 842.
- 8) Peter Brown, *The Chathamites : a Study in the Relationship between Personalities and Ideas in the Second Half of the Eighteenth Century*, London, 1967.
- 9) S. N. Mukherjee, *Sir William Jones : a Study in Eighteenth-Century British Attitudes to India*, Cambridge, 1968.
- 10) P. J. Marshall (ed.), *The British Discovery of Hinduism in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1970.
- 11) David Kopf, *British Orientalism and the Bengal Renaissance : the Dynamics of Indian Modernization 1773-1835*, Berkeley and Los Angeles, 1969.
- 12) Garland Cannon (ed.), *The Letters of Sir William Jones*, 2 vols., Oxford, 1970.
- 13) Garland Cannon, *Sir William Jones : a Bibliography of Primary and Secondary Sources*, Amsterdam, 1979.
- 14) Mukherjee, *op. cit.*, p. 125.

- 15) E. W. Said, *Orientalism*, London, 1978 (今沢紀子訳, 『オリエンタリズム』, 1986). 本稿での引用は, 1985年出版の Peregrine Books 版から行う。
- 16) *Ibid.*, p. 78. 邦訳, 78-9頁。
- 17) David Kopf, “Hermeneutics versus History”, *Journal of Asian Studies*, vol. 39, no. 3 (May, 1980), pp. 495-506. S. N. Mukherjee, *Sir William Jones*, 2nd ed., Delhi, 1987, pp. 2-3.

3. 国制の精神

本章では, まず, ジョーンズの生涯と主要著作を概観した後, イギリス時代の彼の政治活動とその過程に顕れた彼の政治思想の検討を行う。

1) 生涯と著作

ウィリアム・ジョーンズは1746年9月28日にロンドンで生まれた。同名の父はウェールズ出身の数学者でロイアル・ソサエティの副会長まで務めた人物であった。父ジョーンズは, 若干の専門著作を書いたほか, ニュートンの数学論文の編集をしている。この父はジョーンズが3歳に満たないうちに心臓病で死んでしまったので, 家庭での教育はもっぱら母親メアリの手で行われた。ティンマスによると, メアリは, 厳格な躾よりも, 読書による知育を重視したという¹⁾。

ジョーンズは1753年に7歳でハロー・スクールに入学し, 11年を同校で過ごした後, 18歳でオックスフォード大学のユニヴァーシティ・カレッジに進んだ。大学での専攻は東洋学であったが, 彼は, 広く文学・語学一般を得意とし, 特に, ギリシア・ラテンの古典には造詣が深かった。彼は, 68年に最初の学位を取得した後もカレッジに残ったが, 法律家を志して2年後に大学を去り, ミドル・テンブル法学院に入った。この選択は将来政治家として立つことを意図してなされたものである。しかし, 彼は法学院にあっても東洋学への関心を失わず, 『ナーデル・シャー伝』(1770)²⁾と『ペルシア語文法』(1771)³⁾によって文名を上げ, 72年には東洋学者兼言語学者として父同様ロイアル・ソサエティの会員に選ばれた。翌年には, ジョンソンのクラブの会員に推されている。その後も『アジア詩集』(1772)⁴⁾, 『イスラム相続法』(1782)⁵⁾等の訳業を積み, 当時のヨーロッパにおける東洋学の第一人者としての地位を確立する一方, 彼は『寄託法論』(1781)⁶⁾によって法学者としての名声も獲得した。また, 彼は74年には法廷弁護士の資格を取得し, オックスフォード及びウェールズで巡回裁判に従事するようになった。

1780年の総選挙に際し, ジョーンズは政治家としての第一歩を踏み出すべく, オックスフォードからウィッグの候補として庶民院に立とうと準備した。しかし, 彼はカレッジの候補決定の段階で支持を集め切れずに, 結局, 立候補を断念することを余儀なくされた。これが転機となって彼はインドへ行くことを考えるようになった。幸い, カルカット高等法院の陪席判事が空席になっていた。また, ちょうどこの頃, フォックスのインド法案作成に取り組んでいた友人エドマン

ド・パークに東洋学者としての協力を求められたことが、彼のインドに対する関心を掻き立てた。しかし、彼はこの判事職を確保するのに3年を要することになった。キャノンによると、この判事職への任命が遅れたのは、もっぱら、「自由頌」(1780)⁷⁾という対アメリカ戦争の批判を含むラテン語詩を書いたためである。他方、ムケルジーは、遅れの原因を、大法官サーロウとジョーンズとの個人的な反目に帰している⁸⁾。

ジョーンズは、選挙での失敗後、次第に急進主義者の運動に接近していった。1780年以後の彼の交友関係にはジョン・カートライト、リチャード・プライスの名が登場する。82年には、カートライト率いる国制知識協会 (Society for Constitutional Information) から名誉会員の地位を与えられた。ベンジャミン・フランクリンに促されて『統治の原理』という啓蒙的なパンフレットを書いたのもこの年で、これは国制知識協会によって無料配布された。

ジョーンズは、1783年に、カルカッタ高等法院の判事に任命され、同時にナイトに叙せられた。また、インド行きを前に、国教会の牧師の娘アンナ・マリア・シップリーと結婚した。

インドにおけるジョーンズの活動は、主として、東洋学研究とインド法の整備に捧げられた。カルカッタに赴任した翌年、ジョーンズは、東洋学研究のための学会としては世界で最初のものであるアジア協会を組織した。彼は、死ぬまで同協会の初代会長の地位にあり、機関紙『アジア研究』(1788～1839)⁹⁾や毎年の会長講話を通じて、インドを始めとするアジア諸国の文献実証的研究をリードした。彼の代表的な業績には、インド＝ヨーロッパ語族の発見 (1785)、カーリダーサの戯曲『シャクンタラー、または運命の指環』の英訳(1789)¹⁰⁾、インド古代史の年代比定(1793)などがある。

これに対し、インド司法官としてのジョーンズの貢献は、ヒンドゥー法・イスラム法の法典化を推進したことにあると見られている。彼は1786年に『ヒンドゥー・イスラム法摘要』の計画を立てた¹¹⁾。これは、88年以降、総督府からの公的補助によって編纂されることになった。彼はその完成を見ることができなかったが、『摘要』の素材として彼がサンスクリット語から訳出した『マヌ法典』(1974)¹²⁾は、ヒンドゥー法をオリジナルに近い形で初めてヨーロッパ人に紹介した資料であり、画期的意義を持った。

ジョーンズは、帰国する日を夢見つつ、1794年4月27日にカルカッタでこの世を去った。

注

1) Teignmouth, *op. cit.*, vol. 1, p. 21.

2) *Histoire de Nader Chah, connu sous le nom de Thahmas Khan, empereur de Perse*, 2 vols., London, 1770.

3) *A Grammar of the Persian Language*, London, 1771.

4) *Poems ; consisting chiefly of translations from the Asian languages*, Oxford, 1772.

5) *The Mahomedan Law of Succession to the property of interestes, in Arabick, engraved on*

copper plates from an ancient manuscript : with a verbal translation and explanatory notes,
London, 1782.

6) 第1章, 注4) 参照。

7) G. Cannon, *Sir William Jones, Orientalist : an Annotated Bibliography of His Works*,
Honolulu, 1952, p. 34.

8) Mukherjee, *op. cit.*, p. 70.

9) *Asiatick Researches*, Calcutta, 20 vols., 1788-1839.

10) *Sācontala ; or the Fatal Ring : an Indian drama*, by Cālidās, Calcutta, 1789.

11) ヒンドゥー法に加えて, 19世紀に入ってから, イスラム法の部分も出版されているが, 筆者は確認していない。 *A Digest of Hindu Laws on Contracts and Successions, with a commentary*, Calcutta, 1798. *A Digest of Mohummudan Law, according to the tenets of the twelve imams, compiled under the superintendence of ... Sir William Jones ...*, Calcutta, 1805. Cannon, *Sir William Jones : A bibliography of primary and secondary sources*, p. 9, 及び Cannon, *The Letters of Sir William Jones*, vo. 2, p. 928, n. 2参照。

12) *Institutes of Hindu Law : or the Ordinances of Menu, according to the gloss of Cullāca, comprising the Indian system of duties, religious and civil*, Calcutta, 1794.

2) ジョーンズの政治思想と政治活動, 1768~1783

オックスフォードとケンブリッジの両大学は1603年にそれぞれ2名の庶民院議員を選出する特権を認められた。1710年の選挙法は庶民院議員の被選挙権に財産制限を導入し, 州選挙区の場合で600ポンド以上の地代収入, 都市選挙区の場合には年300ポンド以上の所得がない者は庶民院に議席を占めることができなくなったが, この時, 大学選挙区は, スコットランドの諸選挙区及び大土地所有者の相続人とともに, この規定の例外とされたので, ジョーンズのように財産も有力な後援者も持たずに議会政治に算入しようとするものにとっては, ほとんど唯一のチャンスとなっていた¹⁾。

ジョーンズが1780年の総選挙に出馬しようとした理由としてまず考えられるのは, 彼が文学と政治の結合を到達すべき人生の理想としていたことである。彼の模範はキケロやミルトンのような文人政治家の生き方であった。71年に, 彼はハロー時代からの友人の一人に宛ててこう書いている。「僕の就く職業を知りたいのであれば, ミドルトンのキケロの出だしの13頁から18頁までを読んでみたまえ。そうすれば, 僕のお手本がわかるだろう」と²⁾。彼は, 学士号取得後わずか4年にして, ロイアル・ソサエティの会員に選出されるだけの名声を東洋文学の領域で確立した。今度は, 政治の世界に地歩を得る番であった。1780年の前にオックスフォードで庶民院議員の交替が行われたのは, 彼が学士号を取った年の1768年であったから, 彼は自分にとって事実上の最初

の選挙に立候補したことになる。けれども、ジョーンズにとって、政治家となることは決して自己目的化していたわけではなかった。

ジョーンズは、1782年に、国制知識協会のセクレタリーであったトマス・イエイツに宛て、「私のこれからの人生はきつとこの優れた国制の擁護のために捧げられるでしょう」と書いている³⁾。彼にこう書かせたイギリス国制に対する愛着が芽生えたのはかなり早い時期で、遅くとも60年代末までには、彼は既にイギリスの国制に関する基本文献に通暁していたと考えられる。ジョージII世の即位に始まる1760年代には、国王による親政復活の動きやそれに対するリアクションとして生起したウィルクス事件の展開が国制に関する議論を活発化させていた。64年にオックスフォードに入学したジョーンズが、東洋学研究の傍ら、国制問題に目を向けたとしても不思議ではない。64年4月付けのハンガリー人の東洋学者レヴィツキ宛書簡で、ジョーンズはトマス・スミスやフォーテスキューの著作をイギリスの国制を理解するための参考書として推奨しているが、このことは彼のイギリスの国制の法制史的研究が、ミドル・テンブルに移る70年よりもずっと以前に始められていたことを裏付ける⁴⁾。

この時のジョーンズはウィルクスを「確かに活力と知性を具えた男ではあるが、トラブルメーカーであり、暴動の火種のようなもの」であると見なしており、むしろ王権の側に立っていたように見える。立法府において国王と貴族と庶民の三者が鼎立し、均衡を維持する状態が彼の理想視する政治体制であり、「かつては、われわれの島はそういった状態にあったのですし、ある人びとが庶民をそそのかしたりせずに、抑えてくれるならば、今でもそうあるでしょう」と彼は言う。ウィルクスを彼が非難したのは、国制の中の庶民を代表する部分を強化しようと試みることによって、この体制を攪乱しつつあると思われたからであろう。

ジョーンズは、このように、ウィッグとともに「混合政体」を支持する立場を明確にしているのであるが、その政体は、現実に機能している国制ではなく、「かつては」機能していた「国制の原型」であり、多分に理念化された国制である。

「わが国がその国制の原型を授かったのはほとんど神の御業のごとき奇跡によるものであり、ギリシア・ローマの国家でさえ、歴史上のいかなる時代においても、これほど完全な国制を持ったことはないのである——実際、どんな立法者も、プラトンやアリストテレスでさえ、これに勝る国制を、理論上においてすら、考えつくことができなかった。三つの古典的国家形態がまったく見事に結び付いており、私はアリストクセノスの笛やティーモテオスの琴もこれほどのハーモニーは生み出せなかったであろうと思う。」⁵⁾

ジョーンズは、晩年に至るまで、現実の国制が理念としての国制——後の彼の言葉で表すと国制の「形態」と国制の「精神」ということになるであろう——から乖離しているという認識を持続けた。イギリスの体制を「本来の国制」に回復させることは、彼の自らに課した使命となったので

あり、80年における庶民院への立候補も、その2年後のイエイツに対する決意表明も、そうした一種の使命感に発した行動であったと解せるだろう。

ジョーンズは、イギリスの国制に関して一定の理念を持ち、それを実際の政治過程の中で実現することを目指した点では一貫していた。しかし、政治的現実の中での彼の位置は、68年と80年以降では決定的に変わってくる。また、彼の抱いていた国制理念そのものも細部を整え、より精緻なものへと変貌してゆく。まず、前者について見ると、アメリカ革命を経験したジョーンズは、68年とは反対に、国制の理念を逸脱しているのはウィルクスに代表される庶民の側の運動ではなく、国王の親政的傾向とこれに結び付いた寡頭政治であると考えられるようになる。「アメリカ戦争の終結、王権の不当な影響力の縮小、東インド会社に関する公正な措置、カトリック法案の撤回ないし修正、及び賢明な公共経済のシステム。(他ならぬ)これらのことが実現されれば、わが国は存続しうるであろう」というスペンサー伯夫人宛書簡の一節が、立候補の準備を進めていた80年6月時点における彼の政治的スタンスを集約的に表している⁶⁾。では、ジョーンズの国制観はどのように変貌したのであろうか。

1768年のジョーンズは、「かつては」比類なき完全さを持った国制がイギリスに機能していたと言ったのであるが、“in previous times”というフレーズはいかにもあいまいであり、それがいわゆる「ノルマンの軛」論によってクローズアップされた古代アングロ＝サクソン国家の時代を指しているのか、それともウィルクス事件によって攪乱されたように見えたハノーヴァー朝体制の成立した時代を指しているのか、あるいはまた別の何れかの時代を指しているのかは明確ではない。この点は、82年にミドルセックス及びサリーの有権者に対して行った演説を元に執筆された「議会改革に関する演説」において、比較的詳細に論じられている。

この演説は、そのタイトルにもかかわらず、議会改革の具体的諸提案をあまり含まない。その目的は、議会改革に対する反対論を批判し、改革を要求することの正当さを論証することであり、有権者に対する演説としては、テクニカルな内容を多く含んでいる。

ジョーンズが論駁しようとしたのは、イギリスの国制は不変であり、また変えられるべきではない、という保守的国制論である。この国制不易論に対して、ジョーンズはイギリスの国制をその「精神」と「形態」とに区別した上で、「確かに、国制の精神は変更されるべきではないが、その形態が修正されるべきでないというのは誤りである」と主張する⁷⁾。そして、彼は国制の形態が実際に変遷してきたことを歴史的に実証する。

ジョーンズによれば、「二つの対立する原理がイギリスの国制の中で戦い続けてきた」⁸⁾。二つの原理とは「野蛮な援軍と無知と誤った哲学を伴った封建制の邪悪な原理、及び自由な同盟者と真の学問と健全な理性を伴った興りゆく商業の公正な原理」である。そして封建制の原理こそ「すべての忌まわしい事柄の有毒な源泉」なのであり、美しい国制の形態を損なってきたのである。とりわけ決定的な影響を与えたのは、州選挙区における財産制限を40シリングの自由土地保有と規定し

た1430年の法律である、とジョーンズは言う。

「われわれの国制の精神によって、すべてのイギリス人は、財産の種類、量いかにかわらず、議会の代表の選挙において投票する権利を与えられているのである。その形態はやがて無残に傷付けられた。というのは、ヘンリーVI世の第8年に、投票者の財産資格は『すべての賃貸料を超えて年40シリング』、すなわち、現在の貨幣価値で最低20ポンドに限られたからである。」⁹⁾

ピューリタン革命は、封建制の強固な機構を覆し、「国制の良き精神」を呼び戻したが、革命の遂行者たちは「彼らの高貴な仕事を未完成に終わらせた」ので、封建的原理が復活する余地が残された。ジョージII世第18年には、ヘンリーVI世第8年の法がほぼ転写される形で採用され、同じく第31年には、州選挙区における膳本保有権者の投票権を否定することによって、それを補強した¹⁰⁾。

こうして、ジョーンズは、自らの財産、生活、自由を左右するであろう法律の制定者を選ぶ権利は、本来は「どんなに小規模の自由土地保有者」にも認められていたこと、そして、1430年以来、その「かけがえのない権利」が封建的原理に基づく一定の財産制限によって多くの国民に対して否定されていることを論証している。彼が、イギリスの国制の歴史における画期として重要視しているのは、ノルマン征服ではなく、はるか後の選挙権への財産制限の導入なのである。

このような歴史的考察から結論として導かれる議会改革案は、封建制の原理が導入される以前に選挙権を享受していた階層がその権利を回復できるだけの財産制限緩和を実施することである。ジョーンズの表現を用いれば、「われわれの国制は、ほとんど平等なかつほとんど普遍的な(nearly equal and nearly universal)国民の代表を要求する」ということになる。州選挙区に関する限り、それは、すべての自由土地保有者まで選挙権を拡大することを意味するが、ジョーンズはこれに都市部の中産階級を加えることを忘れない。ただし、彼は成人男子普通選挙を是認しない。財産制限の完全な撤廃は否定されるのである。

「私はほとんど普遍的なと言った。何故なら、われわれの国制は、形態においても精神においても、動産・不動産を問わず、また、占有物であると占有権提訴中の物であるとを問わず、若干の財産を選挙人に要求するからである。しかし、私は公正な商業や専門職も価値ある財産であると見なすし、誠実な勤労によって自活しているイギリス人は、土地を抵当に入れている浪費家の大地主よりも独立心に富んでいることが多いのである。」¹¹⁾

さて、以上に概観した「議会改革に関する演説」が歴史的方法に基づいて組み立てられているのに対し、同じ82年に執筆された『統治の諸原理』(以下『原理』)は、学者と農夫(scholar and peasant)との対話型式で書かれた啓蒙的パンフレットながら、歴史貫通的な原理の提示によって「普遍的に近い」選挙権の正当性を論証しようとしたものであり、「演説」とは補完関係にあると言える。しか

し、それは、いくつかの点で、「演説」よりもラディカルな議論を含んでいる¹²⁾。

対話はジョーンズ自身の分身らしき学者が一人の農夫に議会改革の請願への署名を求める場面を描いている。学者は、請願の趣旨を理解できないという農夫に、村民たちが組織している“クラブ”とのアナロジーによって国家の性格を説明する。クラブとは村民によって「自発的に」組織されている団体で、その目的の一つは毎週一度交歓のために会合することである。また、クラブは村民の相互扶助組織としての機能も持っており、メンバーは、一定額を出し合って、困窮したメンバーを救済するための独自の基金を設けている。会長は毎週交替する。その選出は、会合に出席したメンバー全員が次週の会長を選ぶという方法で行われる。会則の決定には、原則として、全員の合意が必要であり、もし全員の意見が一致しない場合は、多数者の意見が採用される。新入のメンバーは会則を承認し、署名しなくてはならない。このクラブの性格は、したがって、構成員の合意によって形成され統治される民主的な国家のそれであると言えるであろう。会則を定め、それを執行するものを選ぶことができるのは、全メンバーないし多数者の合意だけである。国家の場合には、全構成員が一堂に会することは不可能であるから、少数者を選んで、立法や執行を委任しなければならない。

ここから導き出されるのは普通選挙権ではありえない。会費を支払う能力がメンバーシップの前提なのである。ジョーンズは、学者に「誰が選挙人たるべきか」を問われた農夫に、こう答えさせる。「教区の補助を受けていない者すべて。私たちのクラブでは、救貧委員に補助を申請した者はメンバーではなくなるのです。何故なら、彼は救貧委員のいいなりになるに違いないからです」と¹³⁾。こうして、ジョーンズの結論は、「演説」の時と同じく、自己の誠実な勤労で独立した生活をおくっている「自由国家の自由構成員」に選挙権を拡大せよ、という要求になるのである¹⁴⁾。

他方、国王に対するジョーンズの態度は、「演説」と比べて、はるかに先鋭である。

「学者：村のクラブについての君の意見を思い出してみたまえ。もし自分だけが意のままに法を作ったり変えたりする権利があるのだと国王が主張したら、どうすべきだろうか。

農夫：国王だって追放しなくてははいけません。」¹⁵⁾

王権は国民によって信託された執行権にすぎないのであって、権限を逸脱すれば信託は解除されなくてはならない。

ジョーンズに見出される同意による政府、多数決原則、独立生産者の尊重、革命権の是認等の概念をロックの社会契約論まで遡るのは容易である。ジョーンズにとって、ロックはキケロやミルトンに匹敵する模範であり、その『統治二論』は「彼の叡知、学識、美德の永遠の証明書」であった¹⁶⁾。名誉革命体制をロックの諸概念によって解釈し、王権の正当性を国民の選択に基礎づけたのは、ジョーンズに特有のことではなく、例えば、彼の友人リチャード・プライスのようなラディカルも、周知のように、フランス革命時に同様の立場から王権を国民の信託物とみなす発言を

している。ジョーンズが多少とも独自性を主張できるとしたら、王権の「不当な影響力」の行使を防止し、国民の主権を保護するための方策として民兵論を展開したことであろう。国王が強力な常備軍を持つことを放置しておくならば、国民の「革命権」は有名無実になりかねない、国王に対する抵抗を実効あるものにするためには、国王の常備軍を最小限に制限し、逆に、民兵を強化しておかなくてはならない。「自由を軍人による保護に依頼するほど、言葉の真の意味において、あなたまかせな国民は、実際にかつ本質的に自由ではありえない」のである¹⁷⁾。

「私の知っていた頃、彼〔ジョーンズ〕は偉大な共和主義者であった」と、晩年のウィリアム・ペイリーは回顧している¹⁸⁾。しかし、言うまでもなく、革命権を主張することと共和政体を指向することは別の問題である。ジョーンズが目指していたのは、あくまで混合政体の維持であり、国王、アリストクラシー、庶民の間の均衡である。「演説」や『原理』を書いた82年に、彼はこうも言っている。

「ノース卿の友人たちはあまりに君主寄りですし、故〔ロッキンガム〕侯の友人たちは概して私には貴族主義的すぎます。けれども、もし過度に民主的な政治を見ることができるとしたら、私はきっとそれも同様に好まないでしょう。法によって比較考量された然るべき比率においてすべての権力が混合していなくてはなりません。さもなければ、この国は悲惨と恥辱なしには存続しえません。」¹⁹⁾

にもかかわらず、ジョーンズが同時代の人々によって「偉大な共和主義者」と見なされたのは、彼が、公然たる政治活動を開始した80年代においては、混合政体における権力均衡の保証を、もっぱら王権とアリストクラシーの側の「不当な影響力」に対抗しうるだけの庶民の権力の拡大に求めていることによる。彼がその具体的プログラムとして提起した「ほとんど普遍的な」選挙権と民兵制度の確立という要求は、80年代の急進主義者たちにまったく齟齬を感じさせなかったし、それ故、カートライト等との協力を可能にしたのであった。

同時に、急進主義者への公然たる接近はジョーンズの悲願であった議会政治の世界へのデビューをますます現実性を欠いたものにしていった。少なくとも、オックスフォードから選出されることは断念しなくてはならなかった。しかし、議席を得る方法はまだ残されていた。それはインドへ行くことである。18世紀後半に東インド会社の下級職員等の地位を得てインドへ渡った人々の中には、ほとんど無一文から出発して短時日で巨額の財を築いた者も少なくなかった。“ネイボブ”と呼ばれたこのようなインド成金は、地主化して議席を取得するだけの財力を十分に持ち、議会内外で一定の政治力を獲得するまでになっていた。ジョーンズは、オックスフォード選挙の失敗の後、ほとんど時をおかずに、カルカッタ高等法院の判事職獲得に乗り出したが、それは議会入りを目指しての間接的な努力という意味合いを持っていたと考えてよさそうである。彼は言う。

「私は任命を望んでいます。……私は(帰国するとなれば)莫大な財産を携えて帰国するにちがいありませんし、40才にならないうちに、今やイギリスの全政治家にとって限りなく重要なものとなっているインドに関する完全な知識を持って、議員となっているかもしれません。』²⁰⁾

とは言え、インドは、実際には、ジョーンズにとって単なる議会へのステップではありえなかった。それは、第一に、彼の政治理論の普遍性を試す場であり、第二に、彼の東洋学研究についての広大な未開拓地であったのである。以下の二つの章では、それぞれの視点から、ジョーンズ の思想活動を検討することにした。

注

- 1) Edward Porritt, *The Unreformed House of Commons : Parliamentary Representation before 1832*, 2vols, Cambridge, 1909. vol. 1, p. 99ff.
- 2) To William Bennet, 10 November [1771]. *Letters*, vol. 1, pp. 103-4.
- 3) Sir John Fortescue (1394?-1476), *De Laudibus Legum Angliae*, 1470?. Sir Thomas Smith (1513-1577), *De Republica Anglorum ; the Maner of Governement or Policie of the Realm of England*, 1583. (DNB).
- 4) To Thomas Yeates, 25 April 1782. *Letters*, vol. 2, p. 533.
- 5) To Charles Reviczky, [early April 1768]. *Ibid.*, vol. 1, pp. 10-11.
- 6) To Lady Spencer, 13 June 1780. *Ibid.*, vol. 1, p. 412.
- 7) *Speech to the assembled inhabitants of the Counties of Middlesex and Surry, the cities of London and Westminster, and the Borough of Southwark, XXVIII May, M. DCC. LXXXII*, Works, 1807, vol. 8, p. 506.
- 8) *Idid.*, pp. 506-7. イギリス史の展開を封建制と自由商業という二原理の対立によって説明したものとして John Millar, *An Historical View of the English Government...*, 1787 が知られているが、ジョーンズとスコットランド哲学との関係は希薄であったように思われる。この点については、第6章参照。
- 9) *Ibid.*, p. 509.
- 10) 18 George II c. 18. 「1745年6月4日以降、グレート・ブリテンのイングランドと呼ばれる部分、ないしウェールズ領内において行われるすべての州代表議員選挙において、すべての自由土地保有者は、……当該選挙の投票に入る前に、(複数または単数の候補者、または当該選挙投票権を有する他のいずれかの者によって求められる時は) 以下の誓言(もしくは、クエイカーと呼ばれる人々の一員である場合は、正式証言)を行わなければならない。すなわち、貴方は、貴方が 州の自由土地保有者であり、 から成る(家作、土地、地代、十分の一税、あるいは他のいずれ

かであるのか、その自由保有不動産の性格を特定する)、そこから、またはそれに関して、支払われるすべての地代及び賃料を超えて、年40シリングの純価値を有する、州のに在る自由保有不動産を保有していることを誓言(クエイカーと呼ばれる人びとの一員である場合は、正式に証言)しなければならない。」*The Statutes at Large...*, vol. 18, Cambridge, 1765, p. 329-30.

31 George II c. 14 「1758年6月24日以降、領主裁判所記録の謄本によって不動産を保有するいかなる者も、グレート・ブリテンのイングランドと呼ばれる部分、ないしウェールズ国における州代表議員選挙において投票する資格を持たないものとする。」*Ibid.*, vol. 22, 1766, p. 238.

11) *Ibid.*, pp. 511-2.

12) *The Principles of Government, in a dialogue between a scholar and a peasant, written by a member of the Society for Constitutional Information*, 1782. ジョーンズの義理の兄弟であったウィリアム・シップリーは、初版が出た翌年に、ジョーンズには無断で、*scholar* と *peasant* をそれぞれ *gentleman* と *farmer* に書き換えた版を、「[本書の] 諸説が『扇動的で、反逆的で、悪魔的』であるとするれば、ロックは逆賊であり、コンヴェンション会議は伏魔殿である」という挑発的な広告文を添えて、印刷させた。これは扇動文書と見なされ、シップリーは起訴された。ただし、匿名の著者ジョーンズに訴追は及ばなかったし、シップリーも最終的には無罪となった。Peter Brown, *op. cit.*, pp. 373-82 参照。キャノンの『書誌』には、*scholar* と *peasant* を書き換えた版に関する記述はあるが、出版年が1797年となっており、シップリー版とは明らかに別の版である。『全集』は、興味深いことに、オリジナル版ではなく、*gentleman* と *farmer* に書き換えた版の方を採用している。

13) *Works*, vol. 8, p. 532.

14) ミドル・テンプルでゴードン暴動(1780)を目撃したジョーンズは次のように書いている。「*people* という言葉は、われわれの国語においては両義的であり、国民全体だけでなく、最下層の *populace* をも意味するため、数多い優れた人たちの中にも、社会の基盤となっている『法は *people* の意志であり、*liberty* とは、*people* の制定する法によって課されるものを別とする、あらゆる政治的拘束からの *freedom* である』というあの合理的であるけれども十分に理解されていない格率を冷静に語る者はほとんどいません。これらの格率や他の多くの格率は、私見では、また私の語義においては、まったく明白な真理です。けれども、誤った語義でそれらを提示したり、ちょっとした言葉の置き換えをしたりすることによって、狡猾な政治家はそれらを『*rabble* の意志が法であり、*liberty* とは自分の意志に従って活動する *populace* に与えられた権力である』という最も恐ろしい意味に曲解するのです。」*To Lady Spencer*, 9 January 1780. *Letters*, vol. 1, p. 404. なお、ゴードン暴動はイングランドにおけるカトリック解放の布石となった1778年のカトリック解放令(カトリックに不動産取得を許可した)の撤回を求めるプロテスタントの示威運動が暴動化したもので、プロテスタント・アソシエーションの会長ジョージ・ゴードン(1751-93)が首謀者として投獄された。

- 15) *Ibid.*, p. 534.
- 16) *Oration, Inquiry*, 2nd ed., p. 73.
- 17) *Inquiry, Works*, vol. 8, p. 464.
- 18) G. W. Meadley, *Memoirs of William Paley, D. D.*, Sunderland, 1809, pp. 153-4.
- 19) To Viscount Althorp, 5 October 1782. *Letters*, vol. 2, p. 577.
- 20) To Viscount Althorp, 12 March 1780. *Ibid.*, vol. 1, p. 351.

4. 普通法（コモン・ロー）とインド法

ヨーロッパ人によるインドに関する文献実証主義的な学問が芽生えたのは、中国の場合に比べると、はるかに遅く、18世紀中頃のことである。その理由としては、インドにおいては、16世紀に始まったムガル帝国の支配下にあつて、ペルシア語が公用語化して、古来の文章語としてのサンスクリット語がヨーロッパ人の関心を引くことが少なかったということ、また、16世紀後半から17世紀前半にかけて中国や日本でイエズス会が中心となつて進めたような、キリスト教の布教に伴つた文化交流が組織的に行われなかった、あるいは、成功しなかった、という事情があげられる¹⁾。単に貿易の相手国としてインドと接している限りでは、彼我の異質性の表面的な認識を越えて、インドを知ろうとする努力が為されなかった。しかし、18世紀後半にこうした事情は一変した。七年戦争を経て、イギリスはインドの植民地支配の拠点を得ることになったが、このことが契機となつて、イギリス人による本格的なインド研究が始まったのである。この時期のインド統治とインド学の関係をやや立ち入って説明してみると、以下になるであろう。

まず、周知のように、1757年にプラッシーの戦いで、フランスと土侯の連合軍に勝利したイギリス東インド会社は、65年には、既に衰退と分裂の途上にあつたムガル帝国の中央政府に、ベンガル周辺地域（ベンガル、ビハール、オリッサ）の徴税・軍事・裁判等の権限を順次承認させていって、インドの植民地経営に乗り出した²⁾。とは言え、従来、単なる貿易商に過ぎなかった東インド会社が一朝一夕にして安定した統治機構を整備し、効率的な収奪を始めることができたわけではなかった。東インド会社は、ベンガル地方の統治から得られる諸権益だけでなく、そこに現出していたムガル朝末期の封建性の弛緩による政治的・経済的混乱状態をも継承しなければならなかったからである³⁾。事実上、最初のベンガル総督となつたロバート・クライヴは、そのため、イギリス人の直接統治による混乱の收拾を敢行できず、さしあたりは土着の地方官僚層をエージェントとして総督府に雇い入れ、間接的に統治業務を遂行する方法をとらざるをえなかった。これは「クライヴの二重制度 (dual system)」⁴⁾と呼ばれているが、この間接方式は彼の後継者、ウォリン・ヘイスティングズの下で、本国理事会の決定に従つて、改められた。このことは、しかし、ヘイスティングズの時代 (1772~85) になって、東インド会社の職員達が急速に行政、司法その他の業務に関して習熟の度を増していったということを意味しているのではなく、むしろ財

政難に陥っていた総督府が効率の悪い間接統治に耐えられなかったということを示しているにすぎないように思われる。こうして、いわば準備不足の政権委譲を強行したわけであるから、ヘイスティングズの時代には、悪戦苦闘を物語るような試行錯誤的政策が立て続けに実施されることになった。わけでも、イギリス人による統治への移行に対する最大の障害になったのは、ベンガル地方の土地保有制度の確定の難しさであった。本国の理事会の要請で、総督と諮問会議が土地改革のプランを作成することになったが、ヘイスティングズと諮問会議のメンバーであったフィリップ・フランシスとの間で見解が対立したため、統一的な案はついに成立しえなかった⁵⁾。(争点は、フランシスがムガル帝国時代に徴税請負人であったザミンダールを地主と同一視して、土地保有権と納税義務を彼らに付与しようと考えたのに対して、ヘイスティングズが、オークション方式で期限付の土地使用权を認可すべきであると主張したことにあつた。)

この時の論争は結局決着がつかずに、本国の理事会が独自のプランを作成することで事態を收拾したのであるが、直接統治への障害はもちろんそれだけではなかった。司法制度の面でも、1773年の東インド会社規制法によって、イギリス人判事がイスラム法やヒンドゥー法を運用していく必要が生じたのにもかかわらず、イギリス人が利用できる法典が準備されていない、という不都合が存在していた⁶⁾。こうした経験を通して、現地でインド統治の実務に当たっていたイギリス人の中に、インドの伝統的諸制度の性格及び土着の諸民族の文化や習慣に関する正確な情報を蓄積しておくことが、直接統治を進めていく上で不可欠の作業になるであろうという考え方が生まれてきた。これが後にインドロジ、すなわちインド学と呼ばれるようになる学問の発生の直接的契機となった。ヒンドゥー教徒の古典的文獻の解説や彼らとの人的交流の重要性が認識されるようになったのはこの時からである。つまり、端的に言えば、インド学は統治の技術の一部門として始まったとすることができるのである。

さて、こうして生まれた初期のインド学を支えたのは、他ならぬ総督ヘイスティングズであり、彼は、「東インド会社の職員たちにあらゆる種類の有用な研究を奨励することを自分の役職に属する義務であると常に見なしていた」⁷⁾。具体的には、主として、サンスクリット語文獻の翻訳を職員に委嘱し、出版を援助している。したがって、初期のインド学研究者はほとんど東インド会社の統治組織の中に地位を持っていた人々であった。しかし、イギリス人は、イスラム教徒についてはある程度知識の蓄積があり、言語的にもペルシア語は使用可能であつたのであるが、ヒンドゥー教徒についてはほとんど何も知るところがなかったので、最初期のインド研究はペルシア語等を媒体として進められた。このインド学の創成期の代表的な成果としては、ハロー・スクールでのジョーンズの朋友であつたナサニアル・ブラッシ・ハルヘットの『ジェントゥー法典』(1776)⁸⁾が挙げられる。「ジェントゥー」というのは、18世紀頃まで「ヒンドゥー」の同義語として使われていた言葉であるから、ハルヘットの訳書の標題は「ヒンドゥー教徒の法典」というほどの意味になるが、これは、サンスクリット語からの翻訳ではなく、サンスクリット語の原典をペルシア語に移したものを、さらに英語に重訳したものであつた。この翻訳法令集は、翻訳上の制約もあ

り、注解を含めて、4折判1巻という小規模のものであったが、初めて、ヒンドゥー教徒の伝統的な制度をイギリス人の近づきうるものにした点で画期的な意味を持った。

『ジェントゥー法典』の最大の成果は、ヒンドゥー教徒が決して未開の民ではなくて、単なる宗教的戒律の範疇を超えた、社会生活を規律する法律をも持っているのだということをイギリス人に知らせたことである。ヘイスティングズは「所有権を構成する諸原理の見本」という表現を使って、彼がヒンドゥー法の中に見出したものを表現している⁹⁾。ヘイスティングズ等は、この新しい知識を前提として、ヒンドゥー教徒の伝統的諸制度はイギリス統治下においても一定の有用性を持ちうるはずであるから、それは保存されて然るべきである、という結論に達した。ハルヘッド自身は控え目にこう記している。

「インド貿易の重要性とベンガルでの領土確立の利点故に、イギリスの立法府は、土着民の感情を慰撫し、領土の安定を保証するであろうようなあらゆる事情に対して大いに注意を払っている。何よりも、この二つの事柄に寄与しうるのは、宗教問題に関する時宜を得た寛容と征服者の法や利害にただちに抵触することのない範囲でインド固有の制度を採用してゆくことである。」¹⁰⁾

ヘイスティングズ等は、こうした考え方をインド統治の政策決定に責任を持つ本国理事会や管理委員会やその周辺の人々に伝えようと努力したが、本来の目的が限定的なものであったから、その影響も、インドに利害関係を持つ人びとの間に限られていたように見える。インド学が、イギリスやヨーロッパ大陸で一般的な注目を集めるようになるまでには、インド学そのものが当初の殻を突き破っていかなくてはならなかった。この点で、ジョーンズは、重要な役割を果たすことになった。

ジョーンズは、カルカッタ高等法院の判事職を得て、インドに渡航するまで、ヒンドゥー教徒に関する専門的知識はほとんど持っていなかった。彼が、インドに関する本格的研究を始めたのは、フォックスのインド法案作成に助力していたエドマンド・パークに東洋学の専門家としてのアドヴァイスを求められた時のことである¹¹⁾。それは1781年のことである。ただし、彼が行ったのは、アラビア語とペルシア語を媒介としたイスラム法の収集と研究に限られ、先住民族であるヒンドゥー教徒の制度・文化に関する研究は、言語上の制約のために試みられていない¹²⁾。ジョーンズはこの時の研究成果を『イスラム相続法』というタイトルで1782年に公開している。これは、イギリス人判事がイスラム教徒の訴訟を審理する際のレファランス・ブックとして利用されることを想定して出版されたものであり、6年前に出版されて版を重ねていたハルヘッドの『ジェントゥー法典』と目的を同じくしている¹³⁾。「今やイギリスの全政治家にとって限りなく重要な事柄になっているインドに関する完全な知識」¹⁴⁾というこの頃のジョーンズの言葉を見ると、両者が、ベンガルとイギリスで同じ目的を持って、インド研究に従事していたことが了解されるであろう。

高等法院に着任したジョーンズは、現行のイスラム法、ヒンドゥー法を維持すべきであるとしたヘイスティングズの方針を支持した。この判断の根拠は彼の法思想を検討することによって理解される。前章で見たように、彼は、国制の形態と精神とを区別し、後者を重視していた。この二元的な国制観は、普通法と成文法というより一般的な区分を前提とした法概念に基づいている。ここで、普通法（common law）というのは、慣習法とも訳されるように、歴史的な経験と実践を経て是認されてきた司法上の判定基準の集成を意味する。時に、不文法と同一視されることもあるが、不文・成文の区別は普通法にとってあまり本質的ではない。それは判例法とも異なる。普通法というのは、もし成文化されれば、成文法の形をとりうるし、判例として定着されれば、判例法たりうるのであって、むしろそれらを規定する上位概念であるところの一種の社会通念だと考えてよい。ジョーンズはこのようなものとしての普通法の賛美者であった。彼の国制論と普通法賛美が同根に発していることは次の一節により明らかであろう。

「この国制法ないし公法は、部分的には不文で、昔の慣習に基づいており、また部分的には成文すなわち立法権によって制定されている。だが、不文法ないし普通法こそわれわれの国制の真の精神を含んでいるのであって、成文法はしばしばきわめて不正にその形態を変えられてきたのである。普通法は何世紀にもわたって積み重ねられてきた叡智であり、何世代にもわたって使用され、是認されてきたのである。」¹⁵⁾

普通法が歴史的に積み重ねられてきた叡智であるならば、諸民族の歴史的経験はそれぞれに異なるのであるから、それぞれの民族は固有の普通法を持つべきであろう。そうであれば、インドはインド自身の普通法によって統治されなければならない、と彼は考えた。こうして彼は、「土着民は彼ら自身の世俗的・宗教的偏見を認められ、彼ら自身の習慣を自由に楽しむことを許されるべきである」と高等法院における最初の「大陪審への説示」（1783年12月4日）において語ることになった¹⁶⁾。

ジョーンズは、実際、イギリス人には「かけがえのない権利」であると思われた自らの立法者を選ぶ権利を、イスラム教徒やヒンドゥー教徒に与える必要を認めなかった。インドに赴任してから3年後に、彼は、ミドル・テンブル時代の友人に宛てて、こう書いている。

「合理的自由は人間を有徳にし、徳は人間を幸福にするという考えを私は決して捨てないだろう。だから、万人の幸福を熱望するが故に、私は万人の自由を望むのである。しかし、貴兄のヒンドゥー教徒に関する所見はあまりにも正しい。彼らは市民的自由を受容できない。それを理解する者すらほとんどいない。そして、理解する者もそれを望まないのである。彼らは（私はその弊害を嘆くものだが、その必要は知っているのだ）彼らは絶対権力によって支配されな

なければならないのである。』¹⁷⁾

ヒンドゥー教徒が、絶対的権力の下で繁栄を楽しむことができるならば、彼らが経験したこともないような自由を与えて、いたずらに動揺を招くことは賢明ではない。政治的な自由という概念は、イギリスの、あるいは、せいぜい西欧の地方的な慣習・原理であって、他の地方において妥当するとはかぎらないであろう。ジョーンズはこうして、普通法を媒介として、一種の相対主義的立法論ないし統治論の立場へ移行したのである。

ジョーンズはハルヘットの事業を継承していくことを計画した。彼の目で見れば『ジェントウー法典』はペルシア語からの重訳でもあり、まったく不十分に見えた。「正確に言うと、確かに、あれは翻訳とは呼べません。ハルヘット氏は忠実に自分の役目を果たしたのですが、ペルシア人通訳は氏に間違った要約を教えただけでして、その抜粋においては、多くの本質的な箇所が省略され、本文を解りやすく改めようというむだな配慮から、いくつもの重要でない注が挿入されているのです」と彼は言う¹⁸⁾。したがって、彼の目的は、ハルヘットの改訂ではなく、むしろまったく新しい法典の編纂であった。そして、イスラム法とヒンドゥー法の採集に乗り出すのである。しかし、その作業は一人で進めるにはあまりに膨大であり、困難であった。そこで、彼は、ヘイスティングズの後任として86年からインド総督になっていたコーンウォリス卿がインド統治のイギリス化を推進しようとした時、司法制度についてはインド固有の制度を維持すべしという主旨の上申書を提出し、法典編纂への協力を要請した¹⁹⁾。彼の上申は容れられ、法典編纂事業は制度化されることになった。租税制度＝土地保有形態で従来 방식을一新したコーンウォリスの改革は、司法制度面においては、主として裁判機会の均等化を目的とした裁判所の増設に限定されることになったが、この政策の背景にはジョーンズの提言があった。ジョーンズは、しかし、この事業の半ばで世を去る。彼はそれまでに『イスラム相続法』(1792)を出版した(82年の翻訳とは別書)²⁰⁾。また、ヒンドゥー法の一部が彼の遺産として死後出版されたが、それが有名な『マヌ法典』である。その中で、彼は、“Laws are of no avail without manners,”すなわち、いかなる立法的措置も、国民の気質、習慣、宗教的偏見に適合していなければ、効力を持ちえない、と述べて、再び、インド法を擁護している²¹⁾。

なお、付言すれば、彼は、ヘイスティングズ等とともに、インド法の収集と保存に尽力したが、これは彼らのようなインド学者やその支持者にのみ見られた態度ではないという点にも注意すべきであると思われる。イギリス本国にあって、インド問題にもっとも造詣の深かった政治家パークを例にとると、彼は、周知のように、1785年に始まるヘイスティングズの弾劾で総督の専制政治を批判しており、ヘイスティングズ支持を表明したジョーンズとも、かつての協力関係を破棄して、対立した。けれども、パークのインド観も、そのような対立にもかかわらず、実は、ヘイスティングズやジョーンズと大きく異なるものではなかった。すなわち、パークによれば、「インドの統治の制度及び原理は地方的なもの」であり、しかも、「その住民は長期に亘って、文明化さ

れ、洗練されてきた」のであるから、イギリス人は自らの「原理や主義に基づいてではなく、彼らの原理や主義に基づいて、統治せねばならない」ということになるのである²²⁾。

注

- 1) Marshall, *op. cit.*, p. 2
- 2) P. E. Roberts, *History of British India, under the Company and the Crown*, London, 1952, pp. 158-9.
- 3) ヘイスティングズは当時のベンガルの状況を以下のように説明している。「この混乱は従来の統治の性質に源を発していた。太守たちはザミンダールから取れるだけ取った。そして太守はこの徴税請負人たちが、彼らより下位の者すべてから自由に収奪することを許した。……太守とザミンダールの、あるいは彼らと民衆の間に立っていた役人は、公共の富に自らの分け前を持っていた。この利得は非合法的な横領と見なされていたし、したがってまた、内密にしておくために、あらゆる警戒をして着服されたのである。」G. W. Forrest (ed.), *Selections from the State Papers of the Governors-General of India*, vol. 2, *Warren Hastings : Documents*, Oxford, 1910, p. 266.
- 4) Roberts, *op. cit.*, p. 159.
- 5) Forrest (ed.), *op. cit.*, vol. 1, *Warren Hastings : Introduction*, p. 144.
- 6) 「当然問われるのは、インドの高等法院、地方裁判所、地方評議会、あるいは、この王国の控訴院の判事たちは、どのようにして、イスラム教徒同士の訴訟において、彼らが判定の基準とすることを義務づけられている法律をまったく知らずに、正当に彼らの諸権力を行使することができるのか、ということである。土着民の法律家にいちいち照会するのでは、不便で頼りないにちがいない。何故なら、彼らの回答の信頼性は、彼らの学識にばかりでなく、彼らの誠実さにも左右されざるをえないからである。そして、たとえ彼らを買収されておらず、無知でないとしても、せいぜい、裁判所は、真に訴訟を審理し、判決するのではなく、単に他人の報告に基づいた判決を述べるだけになってしまうであろう。こうした理由から、イスラム教徒の法律学(ヒンドゥー教徒の学問については本書では触れない)の、したがって、イスラム教徒の著者が使用している言語の知識が、われわれのアジアの領土における完全な司法にとって不可欠であることは明白であるように見える。」Jones, *The Mahomedan Law of Succession, Works*, vol. 8, pp. 161-3.
- 7) Hastings to Nathaniel Smith, 4 October 1784. Marshall (ed.), *op. cit.*, p. 189.
- 8) Nathaniel Brassey Halhed, *A Code of Gentoo Laws, or, ordinations of the pundits*, London, 1776. 本稿での引用は、1777年版による。
- 9) Forrest (ed.), *op. cit.*, vol. 1, p. 16.
- 10) Halhed, *A Code of Gentoo Laws*, London, 1777, p. ix.
- 11) G. Cannon, "Sir William Jones and Edmund Burke", *Modern Philology*, vol. 54, no. 3 (February 1957), pp. 173-4.

- 12) ジョーンズがサンスクリット語の習得に乗り出すのは、カルカッタに赴任してから約1年後のことである。Mukherjee, *op. cit.*, pp. 94-5.
- 13) 注6)参照。
- 14) 前章注18)参照。
- 15) To Thomas Yeates, 7 June 1782. *Letters*, vol. 2, p. 553.
- 16) "Charge to the Grand Jury at Calcutta, December 4, 1783", *Works*, vol. 7, p. 4.
- 17) To [Arthur Lee], 1 October 1786. *Letters*, vol. 2, pp. 712-3.
- 18) To the first Marquis of Cornwallis, 19 March 1788. *Ibid.*, p. 795.
- 19) 「当事者たち自身が昔から市民生活において自分の行為や契約の規範と見なしてきた法律に従って民事訴訟を裁判することほど明白に正義にかなったことは絶対にありえませんが、イギリスのヒンドゥー教徒・イスラム教徒臣民に、彼らがそれについての知識をまったく持ちえず、粗暴で不寛容な精神によって押し付けられたと思うにちがいない新制度をもって、彼らがそれぞれ神聖視し、その侵犯を最も哀しい抑圧だと考えるであろう私法に替えることはしない、と制定法によって保証してやることほど賢明なことはありません。……もし、閣下が、この問題を十分にご検討なされた後で、『ヒンドゥー・イスラム法摘要』は国民的榮譽と利益に資する事業であるとお考えになるなら、私は、国民のために、時間の許すかぎり、司法官としての義務の忠実な遂行に微力を捧げたいと存じます。」 *Ibid.*, pp. 794-9.
- 20) *Al Sirājīyyah : or, the Mohammedan law of inheritance*, Calcutta, 1792.
- 21) *Works*, vol. 7, p. 75.
- 22) Edmund Burke, "Speech on Fox's India Bill, 1 December 1783", *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. 5, *India : Madras and Bengal, 1774-1785*, Oxford, 1981, p. 389. "Trial of Warren Hastings, Esquire, Third Day, 15th February, 1788", *The Speeches of Edmund Burke on the Impeachment of Warren Hastings* (Bohn's Standard Library), 2 vols., London 1908. vol. 1, pp. 43-4.

5. アジア協会の創立とインド学の始まり

ジョーンズは、1783年にカルカッタに赴くまで、フランス以外の外国を訪れたことがなく、アジアの地を踏んだことも、もちろん、なかった。ペルシア語とアラビア語を専門にしていた彼にとって、行く手のインド、特に、そのヒンドゥー教徒の世界は未開拓領域であった。探求心の高揚に駆られた彼は、インド到着を待たず、航海の途上で、早くもアジア研究の計画を立てたが、それは次の16項目を含んでいた。

- 1) ヒンドゥー教徒、イスラム教徒の法律。
- 2) 古代世界の歴史

- 3) 聖書の立証
- 4) ノアの洪水等の伝承
- 5) ヒンドスタンの現代政治と地理
- 6) ベンガルの最善の統治方法
- 7) アジア人の算術、幾何学および複合科学 (mixed sciences)
- 8) インド人の医学、化学、外科医術、解剖学
- 9) インドの自然の産物
- 10) アジアの詩、修辞、道徳
- 11) 東洋の諸民族の音楽
- 12) 漢詩
- 13) チベットとカシミールの評価
- 14) インドの商業、製造業、農業
- 15) ムガールの国制
- 16) マラータの国制

ここには、インドの法律や政治といったテーマに加えて、聖書の考証や中国の詩という本来的にインド統治と直接には関係の薄い主題が含まれており、初期のインド学ないし東洋学の性格の変化を予測させるものがある。もう一つ、無体系性、すなわち原理的な考察に対する無関心と諸項目間の関連性の欠如がこのリストの顕著な特徴となっていることも指摘しておくべきであろう。

ジョーンズは実際に、この計画を実行に移そうと試みたが、裁判官という本務が多忙であったことに加えて、気候条件が厳しかったこともあって、わずか4ヶ月で、個人研究の方法を改め、協同研究に切り替える決意を固めた。1784年1月に、ジョーンズは一通の回覧状をインド研究者たちに送り、東洋学振興を目的とした団体を結成する呼び掛けを行った。30名の人がこれに応じ、同月15日、一同はカルカッタ高等法院の大陪審室に会した。これが、今日、アジア協会 (Asiatic Society) の名のもとにインド国立の研究機関としてなお活動を続けている学会の起源である²⁾。

この最初の会合の場でジョーンズは、協会創立の趣意説明を行い、航海の途上で用意した研究プランの改訂版にあたるものを披瀝した。後に「第一回講話」と呼ばれることになるこの時の説明によると、同協会の目的は、アジアの「人間と自然、前者によって営まれ、後者によって生み出されるものすべて」、すなわち珍しい自然の産物、地理、歴史、伝承、統治形態、世俗的・宗教的諸制度、自然科学のさまざまな部門での発展とそれらの方法、道徳、文法、修辞、建築、絵画、詩、等々の探求であった。また、地理的な観点から見ると、彼の関心の領域は、ひとりインドのみにとどまらず、西はアルメニア、アラブ諸国から東は中国・日本までを含む広大な地域に及んでいた。この改訂版研究計画は、よりいっそう包括的であり、ヒンドゥー教徒及びイスラム教徒の法律の収集・翻訳というインド学の出発点からは相当に変貌している。ジョーンズの考えていたのは、もはや、単なる実用知識の獲得という性格を超えた事業で、あえて象徴的な言い方をす

れば、“アジアの百科全書を書く”という試みだったといっただけであろう³⁾。

さて、ジョーンズは、自らもそのフェローであったロイアル・ソサエティをモデルとして、協会を組織しようと望んだ。発足の時点で副会長の地位に就いていた彼は、最初の会合の翌週、会長就任を要請する書簡を他の会員との連名で総督ヘイスティングズに送った⁴⁾。ヘイスティングズは、もちろん、アジア協会創立の趣旨に賛意を表したが、本国召喚と歴史的弾劾裁判の開始を翌年に控えた彼に、この要請を受諾する余裕は無く、結局、会長の地位は、ジョーンズが占めることになった。ちなみに、ヘイスティングズは会長就任を辞退したけれども、1830年頃までの歴代総督は、あたかも国王がロイアル・ソサエティを後援したように、パトロンという立場で、協会の活動を支援することとなった⁵⁾。

アジア協会は毎週の定期研究会と毎年1月または2月に開催される年次総会に活動の基礎として、その場で会員が収集した資料の報告や研究の発表を行った。インド人の入会を認めるかどうかについては、ジョーンズの態度は慎重で、第一回目の会合では「諸君が今後決めることだ」と発言して、決定を留保している（入会が認められるのは、最終的に、1829年のことになる）⁶⁾。また、協会は、当初、それ自身のファンドを持っていなかったし、専用の建物も持っていなかった。したがって、高等法院での研究報告以外の事業に着手することは容易ではなかった。しかし、ようやく会員の原稿が蓄積しつつあった1788年には、アジア協会の機関誌『アジア研究』が、東インド会社の協力で、創刊されることになった。『アジア研究』は、1794年までに、ジョーンズの編集によって第4巻まで発行された。

ガーランド・キャンノンの『ジョーンズ書誌』によると、『アジア研究』の最初の数巻は、オリジナルのカルカット版の他に、不正版を含めて、7種類のロンドン版が出ているし、『ジェントルマンズ・マガジン』や『アニュアル・レジスター』等のメジャー誌は、抜粋を掲載している。また、フランス語版とドイツ語版が、19世紀初めまでに、出版されており、ヨーロッパにおける同誌の需要の高さを物語っている⁷⁾。

さて次に、『アジア研究』に発表されたジョーンズの研究の骨子を見てみることにしたい。彼の諸論文のうち、特に重要なものは、毎年の会長講話を再録した11編の論文で、それらは注に揭げたが、ヒンドゥー教徒、アラビア人、タタール人、ペルシア人、中国人の主要五民族、およびアジア大陸の地勢、諸民族の起源、歴史、哲学などを順次主題としており、全体をひとつの著作と見なせる編成をとっている⁸⁾。

これらの諸論文を貫くジョーンズの学説の根幹はかなり早い時期に書かれている。アジア協会が創設された年に執筆されたと思われる「イギリス、イタリア、およびインドの神々について」において、ジョーンズは、ヒンドゥー教徒の神格とギリシア・ローマ神話の神格とが重なり合い、また前者の一部と『旧約聖書』『創世記』の登場人物とが符号するという見解を示している⁹⁾。これを書いた彼の念頭には、「創世記」に記された人類史があったことは言うまでもないであろう。

つまり現存する人類はすべてノアの子孫である。だから、時代を遡れば遡るほど、諸民族はますます強い共通性を示すことになるのだ、と考えられているのである。彼が1792年に行ったアジア協会での講話「諸民族の起源と系統について」は、それ以前の研究成果を総括した、彼のアジア諸民族の研究の到達点とも言うべきものであるが、そこにおいては、「全世界に住んでいる民族はインド人、アラビア人、タタール人の系統から発したさまざまな分流である」という主張によって、「創世記」の史実を裏付けようという試みがなされている。

「ペルシア人とインド人——これに加えるにローマ人とギリシア人、ゴート人および古代エジプト人ないしエチオピア人——という第一の人種が、もとは同じ言語を話し、同じ民間信仰をもっていたということには、私としては、争えない証拠があると考えている。ユダヤ人とアラビア人、アッシリア人ないしシリア語を話した第二のペルシア人、およびアビシニア人の多数の部族が、今のべた言語とはまったくちがう一つの言語を使っていた、ということには異議は出ないと私は信じるし、また出しえないと確信している。[...]また不正確ながらタタール人の名で呼ばれているすべての人びとが、言語も習慣も容貌も他の二つとは完全に異なる第三の系統に属していたと推定してもまったく無理はないであろう。」¹⁰⁾

ジョーンズは、さらに進んで、人類の発祥の地はイランであり、三大人種は非常に古い時代にはそこで三つのコロニーを形成していたのだと主張している。そしてインド系、アラビア系、タタール系という三つのコロニーの形成者はそれぞれノアの三子、ヤフェテ、ハム、セムの子孫であったと結論した。

彼の名高い「インド＝ヨーロッパ語族」の仮説、即ち、サンスクリット語はギリシア語やラテン語その他のヨーロッパの諸言語と類似した構造を持っており、したがって、これらの諸言語と共通の起源（祖語）から別れ出たものである、という説は、時に文脈から切り離されて引用されることがあるが、彼の全体系の中では、「創世記」の人類史を裏付ける傍証という位置を占めていたにすぎないのではないと思われる¹¹⁾。

ジョーンズは、ヒンドゥー教徒とヨーロッパ諸民族とをひとつのファミリーであると結論した上で、両者の歴史的関係を探求した。この分野での彼の功績は、専門的には、ストラボン等の古典に現れた“Sandrocottas”という人物が、実は、アショカ王の祖父で、マウリア朝の開祖のチャンドラグプタであったことを示して、インド史の絶対年代の確定に手掛かりを与えた点にあると言われている¹²⁾。しかし、思想的観点からは、むしろ、インドとヨーロッパの共通性を前提としたために、彼のインド学が極端なヨーロッパ中心主義に陥ることを免れたという点の方がより重要である。このことは、裏を返せば、インド＝ヨーロッパ語族以外の人種、つまり非アーリア系の人種に対する差別と結び付く可能性をも持ったわけであるが、同時に、ヨーロッパ中心の世界観に対する有力なアンチ・テーゼを提供しうる可能性をも持ったはずである。しかも、ジョーン

ズのインド学は、キリスト教の衣をまとっているのであるから、ある意味で、抗し難い説得力を持ちえたのである¹³⁾。以下に例示するようなジョーンズのインド観の変遷は、ヨーロッパ文明の価値の相対化の契機と見なすことができるであろう。

ペルシア語やヨーロッパの古典語を通じてしかインドを知らなかった頃のジョーンズは、ヨーロッパの科学と技術を信頼しつつ、アジアにイマジネーションの豊饒を見る、という後のロマン派詩人に近いような態度でアジアに臨んでいた。例えば、彼はインドに着いて1年半後にはこう語っている。

「アジアを旅する者は誰でも、通過する国々の文物に親しむ者であればなおのこと、ヨーロッパの才知の優越性を当然に認めざるをえないにちがいない。……われわれは、概ね、ヨーロッパでは理性と洗練がなによりも優る一方、アジア人は想像力の世界で崇高を極めて、と結論してよいであろう。……正当にも科学と名づけられているものについて一言付け加えさせていただきたいが、科学に関しては、アジア人は、わが西洋の諸国民に比べれば、ほんの子供にすぎないのである。」¹⁴⁾

ところが、最晩年のジョーンズは、一転して、ヨーロッパの叡智の独占的成果であると思われる(自然)科学においてすら、ヒンドゥー教徒が過去に高度の進歩を遂げていたと信じるようになっている。極端な例として、彼は、万有引力の法則をヴェーダに見出したと解釈している。

「わが不滅のニュートンのけっして色褪せることのない栄誉を傷つけるつもりはないが、私はあえて断言できる、彼の神学のすべてと哲学の一部は、ヴェーダの中に……見出される、と。……ヴェーダには、万物を引きつける力への言及がしばしばあらわれ、その力は主として太陽に帰せられているのである。」¹⁵⁾

このように、ジョーンズは、インドの知的達成に驚くほどの賛辞を捧げるのであるが、注意すべき点は、後程もう一度触れることになるが、彼の賛辞というのはサンスクリット文献に現れたインドに対して向けられているのであって、18世紀のインドが成熟した文明国であると言っているのではないということである。彼は二つのインドを明瞭に区別しているように見える。そのことは、比較的早い時期の次の発言が示している。

「ヒンドゥー教徒が、現在いかに退歩し、零落しているように見えようとも、ある初期の時期において、彼らが芸術や軍事に秀で、統治に恵まれ、立法において賢明であったし、また種々の知識において優れていたことを疑うのは不当である。」¹⁶⁾

ここに見られるようなジョーンズの見解は、『アジア研究』を通じて、ヨーロッパに届いたのであるが、影響の直接さでは、こうした古代インドの紹介よりも、初めてヨーロッパに伝えられたサンスクリット文学の豊饒さの方がはるかに際立っている。インド時代の彼の二大訳業のひとつであるカーリダーサの戯曲『シャクンタラー、すなわち運命の指環』の英訳（1789）は、数年の内にドイツ語、フランス語に重訳され、フランス革命後のヨーロッパで広く受け入れられた¹⁷⁾。ゲーテが、ドイツ語訳を読んで深く感銘し、『ファウスト』のプロローグにその形式をとり入れた¹⁸⁾。また、スコットランド啓蒙の歴史家、W. ロバートソンは、そのインド古代史についての著書（1791）で、ヒンドゥー教徒は「洗練された生活様式と繊細な感情」を持っていたと書いたが、その典拠はジョーンズの訳した『シャクンタラー』であった¹⁹⁾。

注

- 1) Teignmouth, *op. cit.*, vol. 2, pp. 3-4. このリストに、「ルカ福音書」のアラビア語訳、ペルシア語・アラビア語の法律論、「詩篇」のペルシア語訳の出版計画が続き、さらに、「神が私に寿命を与え賜うならば」という但し書きを挟んで、「イギリス法原理」、「アメリカ戦争史」、「イギリスの発見、イギリス国制についての英雄詩」等の執筆計画が記されている。
- 2) Mukherjee, *op. cit.*, p. 81. *Centenary Review of the Asiatic Society 1784-1884*, Calcutta, 1986 (first published 1885), pp. 2ff.
- 3) “A Discourse on the Institution of a Society, for Inquiring into the History, Civil and Natural, the Antiquities, Arts, Sciences, and Literature, of Asia”, *Works*, vol. 3, pp. 1-9.
- 4) From Vice-President Jones and Members of the Asiatic Society to Warren Hastings, 22 January 1784. *Letters*, vol. 2, pp. 626-7.
- 5) *Centenary Review*, p. 11.
- 6) *Ibid.*, p. 8.
- 7) Cannon, *Sir William Jones : A bibliography of primary and secondary sources*, pp. 4-8.
- 8) Anniversary Discourses Addressed to the Asiatick Society
 - I. A Discourse on the Institution of a Society, for Inquiring into the History, Civil and Natural, the Antiquities, Arts, Sciences and Literature, of Asia. (1784)
 - II. The Second Anniversary Discourse. [Plan of the Society] (1785)
 - III. On the Hindus. (1786)
 - IV. On the Arabs. (1787)
 - V. On the Tartars. (1788)
 - VI. On the Persians. (1789)
 - VII. On the Chinese. (1790)

- VIII. On the Borderers, Mountaineers, and Islanders of Asia. (1791)
- IX. On the Origin and Families of Nations. (1792)
- X. On Asiatick History, Civil and Natural. (1793)
- XI. On the Philosophy of the Asiaticks. (1794)
- 9) 「本稿の目的は、古代ギリシア人、イタリア人の民間信仰とヒンドゥー教徒のそれとの間の類似性を指摘することである。」“On the Gods of Greece, Italy, and India”, 1784, *Works*, vol. 3, p. 319.
- 10) “Discourse the Ninth, on the Origin and Families of Nations”, *ibid.*, pp. 185-6.
- 11) 「サンスクリット語は、どのくらい古いかはさておき、驚くべき構造を持っている。それはギリシア語よりも完全であり、ラテン語よりも豊かであり、またそのどちらよりも見事に洗練されている。しかも動詞の語幹においても文法の諸形式においても、その二つの言語と、偶然生み出されたとは思えないほどの著しい類似性を持っている。その類似性はあまりに著しく、どんな言語学者も、それら三つの言語を検討すれば、それらは、おそらくはもはや存在していないある共通の起源から発生したのだと信じざるをえないであろう。それほど強固ではないが同じ理由から、ゴート語とケルト語も、非常に異なったイディオムを混入しているにもかかわらず、サンスクリット語と同じ起源を持っていると想定できる。また古代ペルシア語も同じ語族に加えられるであろう。」“The Third Anniversary Discourse”, *ibid.*, p. 34.
- 12) “The Tenth Anniversary Discourse”, *Ibid.*, pp. 219-20. Mukherjee, *op. cit.*, p. 108.
- 13) ジョーンズはヒンドゥー教に関して次のような告白をしたことがある。「私はヒンドゥー教徒ではありません。しかし、私は来世の状態に関するヒンドゥー教の教義は、キリスト教徒によって説かれている永劫の罰に関するぞっとするような教説よりも、比較にならないほど合理的であり、敬虔であり、人の墮落を防ぐ傾向があると思っています。」To the second Earl Spencer, 4 September 1787, *Letters*, vol. 2, p. 766. こうした意見は公表された著作の中には見出されない。ティンマスはもちろんこの書簡を収録していない。
- 14) “The Second Anniversary Discourse”, *Works*, vol. 3, p. 11.
- 15) “Discourse the Tenth, on the Philosophy of the Asiaticks”, *ibid.*, p. 246.
- 16) “The Third Anniversary Discourse”, *ibid.*, p. 32.
- 17) Cannon, Sir William Jones : *A bibliography of primary and secondary sources*, pp. 37-8.
- 18) 吹田順助, 『ゲーテと東洋』, 郁文堂書店, 1948年, 22-27頁。
- 19) William Robertson, *An Historical Disquisition concerning the Knowledge which the Ancients had of India ; and the Progress of Trade with that Country prior to the discovery of the Passage to it by the Cape of Good Hope, with an appendix, containing observations on the civil policy, the laws and judicial proceedings, the arts, the sciences, and religious institutions of the Indians*, *The Works of William Robertson, D. D.*, a new edition, London, 1844, pp. 1087-9.

6. 結びにかえて——ジョーンズと19世紀におけるインド論

ジョーンズは過去のインドの繁栄と彼の時代のインドの停滞の双方を知っていた。そして、言わば、インドの復活の鍵をその過去の遺産の中に求めたと言える。つまり、古代のイスラム征服以前のある時期において享受していた繁栄を、当時の制度の再興によって達成しようという考えを持っていたことになる。彼が、政治的自由に対する原則論的な執着をせずに、イスラム教徒とヒンドゥー教徒の慣習法を法典化し、イギリス人の「絶対的権力」をもってこれを実施していくという統治方針を支持したのは、インド史の事実がそれを正当化すると考えていたからである。これが、インド学者ないし東洋学者を始めとして、18世紀のイギリス人の多くに共有されていた考え方であることは既に見た。

18世紀末以降、貿易の拡大とともに、まだ独占の撤廃されていないインドへも多数のイギリス人が渡航するようになったが、古代インドの文明には無関心であり、またその種の知識を必要としてもいなかったそのような人々の目には、停滞したインドだけが映るようになったとしても不思議ではない。それはブラッシー以前のイギリス人がインド学を生まなかったのと同じことである。オリエンタリストのヒンドゥー文明観に対する最初の有力な異議を発したチャールズ・グラントが、私貿易のエージェントとしてインドに渡った人物であったことは象徴的である¹⁾。

グラントは、ジョーンズとの面識もあり、その学識を畏敬してはいたが、アジア協会の活動に関心を抱いた形跡はまったく無い。彼は福音主義団体のうちで最も活発であったクラバム・セクトのメンバーで、その活動の一環としてインドへの福音伝道の実現に尽力していた。彼はインド人との多年にわたる交渉に基づいて『グレイト・ブリテンのアジア臣民の社会状態、……ならびにその改善方法についての所見』という長いメモランダム（1797）を執筆し、当時彼が所属していた東インド会社理事会に提出した。このパンフレットは、「悲嘆すべく墮落した低劣な人種」であるヒンドゥー教徒の宗教と慣習を描いたものである²⁾。このグラントのパンフレットはすぐに功を奏したわけではなかったが、ウィリアム・ウィルバフォース等が熱望していたインドへの福音伝道の法制化を1813年に勝ち取るようになったばかりでなく、19世紀に入ってから2度議会文書の付録として復刻され、その都度「暗黒」のインドをイギリス人に印象付ける役目を果たした。

また、1790年代には、コーンウォリス総督のイギリス化政策によって、英領インドの統治の目標が推移していく。それは、ちょうど、政治的な推進力がインド学から剝奪されていった時代でもあった。インド学は、19世紀以降、もはやインド統治のイデオロギーたりえなくなった。そして、この変化はジョーンズ批判の形をとって現れる。

まず、19世紀になると、ジョーンズの目指した目的、つまりアジアに関する百科全書的知識の獲得ということ自体の価値が疑われるようになる。例えば、フランシス・ジェフリーは、ティンマスによるジョーンズ伝が出た時、次のように評してジョーンズの仕事のオリジナリティを疑問視した。

「彼の学問研究は大体において細目に向けられていた。そして、彼の研究調査すべてにおいて、目的とされていたのは、むしろ、仮定された原理や承認された原理をより広範で厳密な結論にまで掘り下げることなのであって、原理そのものの權威を吟味すること、すなわち、基本原理の助けや權威の支持を仰がずに、結論の正しさを哲学の堅固な土台の上に確立することではなかったのである。」³⁾

ジェフリーは、スコットランド人らしく、その原因をジョーンズがオックスフォードで受けた古典・韻文教育の欠陥に帰している。このようなジェフリーのジョーンズ評価は、次に来る同じくスコットランド人であったジェイムズ・ミルによる『英領インド史』を予告している。

既述のように、ミルは、その大著の一篇を割いて、ジョーンズに対する厳しい批判を網羅的に行った。ミルの関心は、部分的にはジョーンズのそれと重なっていた。つまり、イギリスはどのような方針に基づいてインドを統治するべきか、という政策的問題にあったのである。彼がその問題に答えるための大前提として、立法における一種の相対主義とでも言うべき概念を持ち出したのも、ジョーンズと同じであった。しかし、答えは正反対のものであった。彼は諸国民の社会状態に見られる多様性を、歴史的発展段階の相異として理解し、そして、もしインドの国民が未だ原始段階を通過したばかりであるならば、そのような未発達社会に適した法体系を適用しなければならない、と主張した。彼によれば、ジョーンズには文明概念そのものについての明察が欠けていた。そのために、ヒンドゥー教徒が高度の文明を築いているかのような誤解に陥ってしまったのであると言う。

「サー・ウィリアム・ジョーンズの精神ほど真理の探求に純粹かつ情熱的であり、また東洋学に専念してもきた精神が、アジアの主要な諸国民は高度な文明を持っているという仮説を採用しなければならなかったとしたら、不幸なことである。……文明という言葉は、ほとんどの人の場合と同様、彼によっても、明確に定義されていない諸概念の寄せ集めに結び付けられていたのである。」⁴⁾

ミルは、こうして、ジョーンズの描いたインドのイメージを打ち消し、それに基づいた法典編纂事業を無益と断定した。ヒンドゥー法はせいぜい「昔の諺、習慣、詩、格率」の寄せ集めでしかない。道徳が法の支えとなりえない所では、道徳の行き渡っている所、例えばイギリスでよりも一層完全な法体系が必要だというわけである。

だが、ミルの思っていたほど彼とジョーンズとの距離は遠くはなかった。インド植民地のあるべき統治形態に関する二人の見解はほとんど一致していたと言ってよいほどである。次の一節を、ミドル・テンプルの友人に宛てたジョーンズの手紙からの引用と比較してみよ。

「インドの国民の文明段階、道徳的・政治的状況は立法府の確立を実行不能にしている。立法府が仮に設立されても、混乱やわれわれが避けようと研究しているような悲惨な諸結果以外の何物も生まないであろう。ヨーロッパの節度とヨーロッパの叡智によって緩和された純粹な専制統治形態 (a simple form of arbitrary government) が、ヒンドスタンにふさわしい唯一の統治形態なのである。」⁵⁾

相違は、イギリスにおける自由主義的主張とインドにおける権威主義的政策を同時に正当化する理論として、ミルが発展段階論に基づいた立法論を提示したのに対し、ジョーンズは慣習法を重視する相対主義立法論に依拠していたことだけであるように見える。そうであるならば、ジョーンズもサイドの批判したようなアジア「支配の様式」としての普遍的なオリエンタリズムに対する例外ではありえなかったと言うことは十分可能である。

このことが直ちにジョーンズのインド学上の業績の性格をも規定したとは言えない。アジア協会を主体としたインド学は、統治のための実用知識の集積という草創期インド学の目的を維持するにはあまりにも研究対象を拡大しすぎていた。その研究成果は既に客観的な性格を持っていたのであって、それ故に、コプフ等の研究が示しているように、19世紀以降において、インドの文化的ナショナリズムに結び付くことが可能になったのである。しかし、このような後世の展開をジョーンズの意図と関連付けて解釈することは、彼の思想活動を18世紀の史的文脈の中に位置付けるという目的に関しては、有効であるとは言えないであろう。

注 1) この時期のインドにおいて二種のイギリス人が存在したことは、P. スピアも指摘している。Percival Spear, *The Nabobs : A Study of the Social Life of the English in 18th Century India*, London, 1963 (first published 1932), pp. 129-30. グラントの生涯に関しては、A. T. Embree, *Charles Grant and British Rule in India*, New York, 1962 を参照。

2) *Observations on the state of society among the Asiatic subjects of Great Britain, particularly, with respect to morals ; and on the means of improving it*, London, 1797. *Parliamentary Paper, Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1832, Appendix, p. 31.

3) “Lord Teignmouth’s Life of Sir William Jones”, *Edinburgh Review*, vol. 5, no. 10 (January 1805), p. 331.

4) *The History of British India*, 5th ed. with note and continuation by Horace Hayman Wilson, 10 vols., London, 1858, vol. 2, p. 109.

5) “Affairs of India”, *Edinburgh Review*, vol. 16, no. 31 (April 1810), pp. 155-7.

略 年 譜

- 1746 9月28日、ウェールズ出身の数学者の子としてロンドンに生まれる。
- 1749 父死去。以後、母の独力で育てられる。
- 1753 ハロー校入学。古典語・東洋語を含む多数の言語を学習する傍ら、詩作・劇作に親しむ。
- 1757 <ブラッシーの戦いでクライヴ率いる東インド会社軍が勝利する。>
- 1764 オックスフォード大学のユニヴァーシティ・カレッジに進学し、東洋学を修める。
- 1765 オールソープ子（後のスペンサー伯）の家庭教師となる（～70）。<東インド会社がベンガル、ビハールの支配権を得る。>
- 1768 BAを取得する。
- 1770 弁護士を志し、ミドル・テンプル法学院に入る（～73）。デンマーク王の要請により、『ナーデル・シャー伝』をペルシア語写本からフランス語に翻訳し、出版する。
- 1771 『ペルシア語文法』を出版する。
- 1772 言語学者及び東洋学者としてロイアル・ソサエティ会員に選出される。『アジア詩集』（翻訳）を出版する。
- 1773 MAを取得する。ジョンソン博士のクラブの会員に選出される（1780～83会長）。
<東インド会社規制法成立。ヘイスティングズがベンガル総督に就任する。>
- 1774 弁護士資格を取得する。ウェールズ、オックスフォードの巡回裁判官を務める（～83）。
- 1779 パリでフランクリンに会う（以後'80, '83にも会う）。
- 1780 オックスフォード大学から庶民院に立候補しようと試みるが、失敗する。
- 1781 バークのインド法案作成に助力する。『寄託法論』を出版する。
- 1782 『イスラム相続法』（翻訳）を出版する。国制知識普及協会の名誉会員に選ばれる。
『統治の原理』を出版する。
- 1783 アンナ・マリア・シップリーと結婚する。ナイト爵を受ける。カルカッタ高等法院の判事職を得て、インドに渡る。
- 1784 サンスクリット語の勉強を始める。アジア協会を組織し、その初代会長になる。ヘイスティングズの弾劾をめぐってバークと対立する。<ピットのインド法が成立する。>
- 1785 インド＝ヨーロッパ語族の仮説を提唱する。<ヘイスティングズが退任する。>
- 1788 アジア協会の機関誌『アジア研究』が創刊される。
- 1789 カーリダーサの戯曲『シャクンタラー』の英訳を出版する。
- 1793 <コーンウォリスのインド統治改革が実施される。>
- 1794 4月27日、カルカッタで死去する。死後、『マヌ法典』の英訳が出版される。

文 献

I. 主要著作・翻訳

Histoire de Nader Chah, connu sous le nom de Thahmas Kuli Khan, empereur de Perse. Traduite d'un manuscrit persan, par ordre de Sa Majesté le roi de Dannemark. Avec des notes chronologiques, historiques, geographiques. Et un traité sur la poésie orientale. 2 vols. London, 1770.

A Grammar of the Persian Language. London, 1771. 9th ed. London, 1828.

Dissertation sur la Littérature Orientale. London, 1771.

*Lettre à Monsieur A*** du P***, dans Laquelle est compris l'examen de sa traduction des livres attribués à Zoroastre.* London, 1771.

Poems; consisting chiefly of translations from the Asiatick languages. To which are added two essays. Oxford, 1772. 2nd ed. London, 1777.

An Oration intended to have been spoken in the Theatre at Oxford, on the 9th of July 1773, by a member of the University. London, 1773.

Poeseos Asiaticae commentariorum libri sex, cum appendice. Subjicitur Limon, seu Miscellaneorum Liber. London, 1774.

The Speeches of Isaeus in causes concerning the Law of Succession to property at Athens. London, 1779.

An Inquiry into the Legal Mode of Suppressing Riots, with a constitutional plan of future defence, London, 1780. 2nd ed. London, 1782.

A Speech on the Nomination of Candidates to represent the County of Middlesex, IX September, MDCCLXXX. n. p., 1780.

An Essay on the Law of Bailments. London, 1781. 4th ed. London, 1833.

A Speech of Sir William Jones, Esq. to the assembled inhabitants of the Counties of Middlesex and Surry, the Cities of London and Westminster, and the Borough of Southwark. XXVIII MAY, M. DCC. XXXII. London, 1782.

The Principles of Government in a dialogue between a scholar and a peasant written by a member of the Society for Constitutional Information. n.p., 1782.

The Mahomedan Law of Succesion to the property of intestates, in Arabick, engraved on copper-plates from an ancient manuscript: with a verbal translation, and explanatory notes by William Jones. London, 1782.

Sacontalá ; or the Fatal Ring : an Indian drama. By Cálidás. Translated from the original Sanscrit and Pracrit. Calcutta, 1789.

Al Sirajiyah : or the Mohammedan law of inheritance, with a commentary by Sir William Jones.
Calcutta, 1792.

Institutes of Hindu Law : or the Ordinances of Menu, according to the gloss of Cullāca. Comprising the Indian system of duties, religious and civil. Calcutta, 1794. 4th ed. Madras, 1880.

II. 全 集

The Works of Sir William Jones. 6 vols. London, 1799.

Supplementary volumes of the Works of Sir William Jones, containing the whole of the Asiatic Researches hitherto published, excepting those papers already inserted in his works. 2 vols. London, 1801.

The Works of Sir William Jones. With the Life of the Author, by Lord Teignmouth. 13 vols. London, 1807.

III. 書 誌

Cannon, Garland. *Sir William Jones, Orientalist. An Annotated Bibliography of His Works.* Honolulu, 1952.

——. *Sir William Jones : A bibliography of primary and secondary sources.* Amsterdam, 1979.

IV. 伝記・書簡

Arberry, A. J. *Oriental Essays. Portraits of Seven Scholars.* London, 1960.

Brown, Peter. *The Chathamites. A Study in the Relationship between Personalities and Ideas in the Second Half of the Eighteenth Century.* London, 1967.

Cannon, Garland. *Oriental Jones : a biography of Sir William Jones.* Bombay, 1964.

——. (ed.). *The Letters of Sir William Jones.* 2 vols. Oxford, 1970.

——. "Five New Letters by Sir William Jones". *Philological Quarterly*, vol. 51, no. 4 (Oct. 1972), pp. 951-5.

——. *The Life and Mind of Oriental Jones. Sir William Jones, the Father of Modern Linguistics.* Cambridge, 1990.

Mukherjee, S. N. *Sir William Jones : a Study in Eighteenth-century British Attitudes to India.* Cambridge, 1968. 2nd ed. Delhi, 1987.

Singh, Janardan Prasad. *Sir William Jones : His Mind and Art.* New Delhi, 1982.

Teignmouth, Lord (John Shore). *Memoirs of the Life, Writings and Correspondence of Sir William Jones*. London, 1804. 6th ed. 1815. Another ed. 2 vols. 1835.

V. その他の二次文献 (1945～)

- Aarsleff, Hans. *The Study of Language in England 1780-1860*. Princeton, 1967 ; Minneapolis, 1983.
- Arberry, A. J. "New Light on Sir William Jones". *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. 11, pt. 4 (1946), pp. 673-85.
- Bearce, G. D. *British Attitudes towards India 1784-1858*. London, 1961.
- Cannon, Garland. "Sir William Jones and the Sakuntala". *Journal of the American Oriental Society*, vol. 73, no. 4 (Oct. - Dec. 1953), pp. 198-202.
- . "Freedom of the Press and Sir William Jones". *Journalism Quarterly*, vol. 33, no. 2 (Spring 1956), pp. 179-88.
- . "Sir William Jones and Edmund Burke". *Modern Philology*, vol. 54, no. 3 (Feb. 1957), pp. 165-86.
- . "Sir William Jones's Persian Linguistics". *JOAS*, vol. 78, no. 4 (Oct. -Dec. 1958), pp. 262-73.
- . "The Literary Place of Sir William Jones (1746-94)". *Journal of the Asiatic Society*, fourth series, vol. 2, no. 1 (1960[issued March 1962]), pp. 47-61.
- . "Sir William Jones and Dr. Johnson's Literary Club". *MP*, vol. 63, no. 1 (Aug. 1965), pp. 20-37.
- . "Sir William Jones's Indian Studies". *JAOS*, vol. 91, no. 3 (July - Sept. 1971), pp. 418-25.
- . "Sir William Jones, Language, and the Asiatic Society". *Indian Horizons*, vol. 22, no. 2 (April 1973), pp. 5-21 ; nos. 3-4, pp. 27-45.
- . "Sir William Jones's Introducing Sakuntala to the West". *Style*, vol. 9, no. 1 (Winter 1975), pp. 82-91.
- . "Sir William Jones and Anglo-American Relations during the American Revolution". *MP*, vol. 76, no. 1 (Aug. 1978), pp. 29-45.
- . "The Indian Affairs of Sir William Jones (1746-94)". *Asian Affairs*, vol. 9 (=old series, vol. 65), pt. 3 (Oct. 1978), pp. 280-94 ; vol. 10 (=o. s., vol. 66), pt. 1 (Feb. 1979), pp. 27-41.
- . "Sir William Jones and British Public Opinion toward Sanskrit Culture". *JAS*, fourth series, vol. 22, nos. 3-4 (1980[issued April 1982]), pp. 1-14.
- . and Siddheshwar Pandey. "Sir William Jones Revisited : on his translation of the Sakuntala". *JAOS*, vol. 96, no. 4 (Oct. - Dec. 1976), pp. 528-35.
- Edgerton, Franklin, "Sir William Jones : 1746-1794". *JAOS*, vol. 66, no. 3 (July - Sept. 1946), pp. 230-9.
- Gangopadhyay, Tapas Kumar. "Sir William Jones : his role in the history of the Asiatic Society". *JAS*, fourth series, vol. 22, nos. 3-4, pp. 15-31.

- Grewal, J. S. *Muslim Rule in India. The Assessments of British Historians*. Calcutta, 1970.
- Keay, John. *India Discovered. The Achievement of British Raj*. Leicester, 1981 ; London, 1988.
- Kejariwal, O. P. *The Asiatic Society of Bengal and the Discovery of India's Past*. Delhi, 1988.
- Khan, M. S. "Sir William Jones' Contributions to Arabic and Persian Studies". *JAS*, fourth series, vol. 22, nos. 3-4, pp. 49-56.
- Kopf, David. *British Orientalism and the Bengal Renaissance. The Dynamics of Indian Modernization 1773-1835*. Berkeley and Los Angeles, 1969.
- Marshall, P. J. (ed.). *The British Discovery of Hinduism in the Eighteenth Century*. Cambridge, 1970.
- . "The Founding Fathers of Asiatic Society". *JAS*, fourth series, vol. 27, no. 2 (1985), pp. 63-77.
- Master, Alfred. "The Influence of Sir William Jones upon Sanskrit Studies". *BSOAS*, vol. 11, pt. 4, pp. 798-806.
- Moussa-Mahmoud, Fatma. "Sir William Jones and Mme Vauclose". *Revue de Littérature Comparée*, année 54, no. 1 (Janv. -Mars 1980), pp. 5-16.
- Pachori, Satya S. "Sir William Jones' Perspectives on Sanskrit Literature". *Michigan Academician*, vol. 16, no. 3 (Spring 1984), pp. 401-9.
- Powell, L. F. "Sir William Jones and the Club" *BSOAS*, vol. 11, pt. 4, pp. 818-22.
- Rowse, A. L. "Welsh Orientalist : Sir William Jones—the foremost Persian and Sanskrit scholar of his day". *History Today*, vol. 21, no. 1 (Jan. 1971), pp. 57-64.
- Royal Asiatic Society of Bengal. *Sir William Jones. Bicentenary of His Birth Commemoration Volume 1746-1946*. Calcutta, 1948.
- Royal Indian Society. *Proceedings of the Sir William Jones Bicentenary Conference*. London, 1946.
- Said, Edward W. *Orientalism*. New York, 1978. (板垣雄三・杉田英明監修, 今沢紀子訳『オリエンタリズム』, 平凡社, 1986年)
- Schwab, Raymond. *La Renaissance Orientale*. Paris, 1950. *The Oriental Renaissance. Europe's Rediscovery of India and the East*. Translated by Gene Patterson-Black and Victor Reinking. New York, 1984.
- Sircar, D. C. "Asiatic Society and Oriental Studies". *JAS*, fourth series, vol. 27, no. 2 (1985), pp. 78-85.
- Vesey-FitzGerald, S. G. "Sir William Jones, the Jurist". *BSOAS*, vol. 11, pt. 4, pp. 807-17.
- Waley, Arthur. "Anquetil-Duperron and Sir William Jones". *HT*, vol. 2, no. 1 (Jan. 1952), pp. 23-33.
- 安川隆司, 「インド文明の発見——ウィリアム・ジョーンズ——」, 浜林正夫・神武庸四郎編『社会的異端者の系譜——イギリス史上の人々——』, 三省堂, 1989年, 147-67頁。

(一橋大学社会科学古典資料センター助手)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No.24*

発行所 東京都国立市中2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1991年3月30日

印刷所 東京都八王子市石川町2951-9

三省堂印刷株式会社
